

会議録
令和 7 年第 1 回更別村議会定例会
第 1 日 （令和 7 年 3 月 1 1 日）

◎議事日程（第 1 日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 令和 7 年度村政執行方針、令和 7 年度教育行政執行方針
- 第 8 議案第 1 0 号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第 1 1 号 更別村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 議案第 1 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 1 議案第 1 3 号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 2 議案第 1 4 号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 3 議案第 1 5 号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 4 議案第 1 6 号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 5 議案第 1 7 号 更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 6 議案第 1 8 号 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 7 議案第 1 9 号 更別村ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例制定の件
- 第 1 8 議案第 2 0 号 更別村まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 9 議案第 2 1 号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 2 0 議案第 2 2 号 更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 2 1 議案第 2 3 号 更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 2 2 議案第 2 4 号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

- 第23 議案第25号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第24 議案第26号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第25 議案第27号 定住自立圏形成協定の変更の件
- 第26 議案第28号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第27 議案第29号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第28 議案第30号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第29 議案第31号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第30 議案第32号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件
- 第31 議案第33号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件
- 第32 議案第34号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件
- 第33 議案第35号 令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第34 議案第36号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件
- 第35 議案第37号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の件
- 第36 議案第38号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	総務課参事	小寺誠
企画政策課長	本内秀明	企画政策課参事	今野雅裕
産業課長	高橋祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥

建設水道課長	石川 亮
子育て応援課長	酒井 智寛
教育委員会 教育次長	伊東 秀行
農業委員会 事務局長	川上 祐明

保健福祉課長	新関 保
診療所事務長	岡田 昌展
学校給食 センター所長	小林 浩二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤 敬貴
書記	村田 弘治

書記	山角 竹志
----	-------

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 1 回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和 7 年第 1 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日 3 月 11 日は、東日本大震災の発生の日から 14 年目となります。また、昨年 1 月 1 日に発生し、大被害をもたらした能登半島地震から 1 年と 2 か月が経過しました。また、先日は震災の被害に遭われた大船渡における大規模森林火災が発生し、大きな被害が出ております。改めて惨禍の犠牲となられました皆様に哀悼の誠を表するとともに、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を心から願うものであります。

さて、本村の姉妹都市である東松島市が市制 20 周年を迎えます。村民を代表して、織田議長さんとともに、4 月 2 日の式典に出席してまいります。

令和 6 年度も残り僅かとなりましたが、総合計画に掲載した事業もほぼ達成の運びとなり、これもひとえに村議会議員の皆様並びに村民の皆様の深いご理解とご協力のたまものと心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、基幹産業の農業であります。粗生産額が 150 億円と史上最高となり、生産者の皆様の高い営農技術とたゆまないご努力に心から敬意を表するものであります。しかしながら、引き続き物価高や円安、ロシアのウクライナ侵攻による農業資材や肥料、飼料、燃油の高騰が長く続き、農業所得の減少や健全経営に影響が出ております。特に酪農・畜産農家への打撃が大きく、現在具体的な支援策の実施に向けた J A さらべつとの協議や担当課における検討を行っております。併せて 1 月議会で議決をいただきました村民 1 人当たり 7,000 円のクーポン券の発行につきましても発行の準備を進めているところであります。

また、先日 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けた更別村地球温暖化対策実行計画区域施策の策定が完了し、村民説明会を開催いたしました。具体的な施策の実施に向け財源確保の取組を開始したところであります。

また、国から 2025 年末までに求められている自治体情報システムの標準化、共通化のシステム移行につきましては、本村は北海道情報システム協議会に加盟しており、おおむね基幹システムのシステム移行は本年 2 月までに完了しております。

また、ふるさと納税であります。現在 5 億 3,000 万円と過去最大の寄附額になっております。更新中であり。貴重な自主財源として、ご寄附の趣旨にのっとった運用を図ってまいります。この場をお借りして、ご寄附に心より感謝を申し上げます。

本定例会におきましては、令和6年度各会計補正予算案をはじめ、条例等の一部改正、各会計の新年度予算など計35件の案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議長 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、荻原さん、7番、高木さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第1回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月4日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月19日までの9日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 委員長報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会会期は、本日より19日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は9日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭での補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、私のほうから一般行政報告につきまして、口頭での補足説明を行います。

1番目の第6期更別村総合計画年度別実施計画（令和7年度～令和9年度）につきましては、夢大地さらべつにおきまして慎重な審議、ご意見をいただき、諮問をいただいております。

2番目の更別村デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和7年度～令和11年度）につきましても、夢大地さらべつにおきまして委員さんに諮問をいただいております。

3番目、更別村地域公共交通計画（令和7年度～令和11年度）につきましては、更別村地域公共交通活性化協議会での審議とご意見を伺っております。

4番目、更別村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）につきましては、パブリックコメントを経て住民説明会を実施いたしました。今後は、具体的な施策の実行について進んでまいります。

5番目、第2期更別村地域福祉計画（令和7年度～令和11年度）につきましては、保健福祉推進委員会においてパブリックコメントを実施し、諮問をいただいております。

6番目の第3期更別村子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）におきましても、村子育て委員会においてご審議をいただき、諮問をいただいております。

これら6件の計画につきましては、いずれも改定期を迎え、長い期間にわたり審議委員の皆様の慎重審議、パブリックコメントや住民説明会を通しての村民の皆様のご意見をいただきながら丁寧な改定を行ってまいりました。いずれの計画も本村の重要な施策に係る年次計画であります。一番肝要なのは、これらの計画を計画としてではなく、いかに具体的に実行していくかということであります。職員とともに一丸となって取り組み、進んでまいる所存であります。

なお、本来であるならば、議員各位に計画の詳細を説明すべきですが、今回はご

参照、お目通しをお願いするものであります。

以上、口頭での説明といたします。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第7 令和7年度村政執行方針、令和7年度教育行政執行方針

○議 長 日程第7、令和7年度村政執行方針並びに令和7年度教育行政執行方針について説明の申出がありました。これを許します。

西山村長。

○村 長 令和7年第1回更別村議会定例会の開会に当たりまして、村政執行の所信を申し上げ、村議会並びに村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年を振り返りますと、本村の基幹産業である農業につきましては、5月から7月にかけて降雨が少なく気温についても平年に比べ高温で推移し干ばつなどの影響が心配されましたが、長年にわたり培われた高い農業技術と異常気象に対応した取組、またその後の天候の回復により順調に収穫が進み史上最高となる150億を超える粗生産額を上げられました。改めて農業者・関係機関の皆様のご努力に敬意を表するものであります。

しかしながら、農業資材や肥料の価格は引き続き高止まりしており、酪農においても乳価の引上げはあるものの飼料価格の高騰が収まらず、畜産においても子牛の取引価格の低迷が続いていることなどの理由で経営を大きく圧迫する事態となっております。これらに対し国や道の支援と併せて村としても関係機関と協力の下必要な支援を講じてまいります。

また、安定した農業生産や持続的な農業経営を図るため国営かんがい排水事業新更別地区及びサラベツ川河川改修事業の円滑な事業推進に向け国・道に対して要請等を行い、自然災害に対応した農業生産基盤整備に努めてまいります。

また、行政DXの推進につきましては、国が進めるガバメントクラウドによる全国一律

の標準化システムの移行に向かい、様々な行政の事務事業のデジタル化が加速していくこととなります。実装された更別スーパービレッジ構想では、農協、商工会、森林組合等の各団体と連携した地域DXを推進しデジタル化による地方創生の実現を目指します。また、地域課題を図るため最新のデジタル要素を積極的に導入し、村民が心身ともに豊かで快適に暮らし続けられるよう事業を推進してまいります。

地方を取り巻く環境は、引き続き厳しいものがありますが、本村が健全な財政を維持しつつ、持続可能な村づくりを進めるためには、村民の皆様をはじめ、関係機関・団体と行政が連携を深め、互いに知恵と汗を出し合い、力を結集することが何よりも重要であります。

世代や分野を超えて幅広くつながり、誰もが生き生きと暮らせる更別村の実現を目指し、公約に掲げました村づくりの三原則「住みたい 住み続けたい村」では、子育て支援の充実をはじめとする教育・医療・福祉・住環境の整備、「働ける村 活力ある村」では、農業・商工業の振興、雇用機会の創出、「訪れたい村 つながりたい村」では、交流・関係人口の増加を推進し、「第6期総合計画」のテーマである、「住みたい 住み続けたいまち ともにつくろう みんなの夢大地」の実現に向け、全力で村政運営に当たってまいります。

次に、令和7年度において取り組む各種施策につきまして、総合計画の基本計画で示す基本目標ごとに申し述べさせていただきます。

1 番目の便利に生活できるまちづくりであります。

「土地利用」関連では

本村の自然や美しい景観を大切にしたまちづくりと、効果的な土地利用の調和を目指し、関係法令や各種計画に基づいた土地利用を進めてまいります。

「住宅・宅地」関連では

令和6年度に第1期造成が完了した花園プラムタウンの分譲を開始するとともに、第2期造成工事に着手し、引き続き本村の定住化を促進してまいります。

また、上更別市街の分譲地につきましては、管理する民間事業者との連携を継続してまいります。

花園プラムタウンの分譲開始に伴い建築が見込まれる民間住宅につきましては、住環境の整備と定住人口の確保及び増加が図られるよう、「民間住宅建設促進事業」や「住宅改修支援事業」による助成制度を引き続き実施してまいりたいと考えております。

村営住宅につきましては、居住性や施設性能が持続されるよう日常的な点検や修繕等による適切な維持管理を実施してまいります。

「上水道」関連では

ライフラインとして重要な役割を担っております上水道につきましては、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設の老朽化に対する計画的な更新や、花園プラムタウンの造成に伴う水道管の新設工事を実施してまいります。

また、浄水場や水道管などの施設情報を効果的に管理するための台帳システムを整備し

てまいります。

「排水処理」関連では

衛生的で快適な生活環境と公共水域の水質保全が図られるよう適切かつ安定的な生活排水処理を実施してまいります。

公共下水道事業につきましては、停電対策としてマンホールポンプ用の非常用発電機を設置するとともに、花園プラムタウンの造成に伴う下水道管の新設工事を実施してまいります。

また、老朽化しております更別浄化センター設備の更新に向けた設計や、施設情報の効率的な管理が図られるよう台帳システムを整備してまいります。

農業集落排水施設につきましては、引き続き適正な維持管理を実施してまいります。

個別排水処理施設につきましては、農村部等における生活環境の改善と良質な水環境の保全を図るため事業を実施してまいります。

「道路」関連では

村道につきましては、歩行者や通行車両にとって安全かつ快適な道路交通が実現されるよう、適正な維持管理と計画的な改修、整備を進めていくとともに、農村部の住宅前の未舗装道路に対する「防塵舗装」を引き続き進めてまいります。

橋梁につきましては、点検調査の結果に基づく計画的な改修により、安全に通行できるよう長寿命化を実施してまいります。

国道や道道における改修や維持管理等の懸案事項につきましては、早期着手・完成となるよう引き続き国や道に対し強く要望してまいります。

「公共交通」関連では

村内の公共交通につきましては、いわゆる交通弱者の方の移動手段として、市街地を循環運行する「村民バス」と「乗合タクシー」のサービスを提供しております。また、更別スーパービレッジ構想では、「更別ベーシックインフラサービス」としてひやくワクサービス利用者の送迎を行う「さらクル移動サービス」と「自動運転定期便」のサービスを継続して実施し、住民の利便性向上を図ってまいります。

今後も、こうした新たな公共交通機関の利用の方法やメリットにつきまして住民の理解を深めていくとともに、利用状況等を適切に把握し必要な改善を検討するなど村内公共交通環境のさらなる充実を図るため令和6年度に策定しました「更別村地域公共交通計画」を推進してまいります。

「情報通信」関連では

通信技術は生活する上で必要不可欠なものとなっております。更別スーパービレッジ構想推進事業におきまして、更別市街地商店街を共助Wi-Fiによる無料インターネットアクセスが可能なエリアとしております。

引き続き、低軌道衛星通信技術であるスターリンクを活用して、安全で安定した通信インフラが提供されるよう情報通信事業者、研究機関等と連携しながら事業を推進し、生活

の質の向上を図ってまいります。

また、通信網は、生活インフラ基盤にとどまらないことから、災害時等の有事に最適な活用ができるよう強靱化を図ってまいります。

主な事業につきましては、お目通しをお願いするものであります。

続いて、7ページ、2番、産業が元気なまちづくりであります。

「農業」関連では

世界的な人口増加や穀物消費の増加により肥料需要が拡大し、海外の原料の調達をめぐる環境は厳しさを増しています。また、ロシアのウクライナ侵攻や歴史的な円安による影響、さらには中国での畜産物消費拡大により飼料需要が旺盛となっていることから、肥料・飼料価格が高騰しており、今後の営農への影響が危惧されるところであります。

こうした中で、本村の基幹産業である農業を安定的に持続させるためには、いかなる国際状況下にあっても、次代を担う後継者の方々が夢と希望を持って継承できる更別農業を守り、発展させることが何より重要であると考えております。「産業が元気なまちづくり」の実現を目指して各種施策に取り組んでまいります。

農作物の生産性の向上と農作業の合理化には基盤整備が重要であることから、引き続き「国営かんがい排水事業新更別地区」の事業推進に努めるとともに、引き続き「道営畑地帯総合整備事業」を推進してまいります。

酪農・畜産対策では、「畜産クラスター事業」におきまして、自給飼料率向上対策として自力草地更新事業や優良な和牛繁殖雌牛の造成に対応する和牛優良繁殖雌牛造成保留事業などの支援策を実施してまいります。

スマート農業関連では、更別スーパービレッジ構想におきまして、生産者やJA、東京大学、帯広畜産大学、ホクレン、十勝農協連と連携しながら、無人トラクター及びデータ農業、バイオスティミュラント等の最新技術を活用した技術の実装により労働力不足の解消や生産性の向上、コストの削減に資するよう事業を推進してまいります。

また、1級河川サラベツ川の局部改修につきましても本年度の橋梁架け替え完了、並びに今後の円滑な事業推進に努めてまいります。

有害鳥獣による農作物被害の対策を強化するため捕獲業務の従事者に対する報償費の見直しを行います。また継続して農協と連携し、捕獲従事者育成助成を行うほか、農業者に対して被害防止資材導入助成を行うなど、農作物等の被害防止に努めてまいります。

担い手育成対策としては、関係機関で構成する更別村農業担い手育成センターが主体となって、農業後継者の育成支援を図るほか、農業研修者の育成に努めてまいります。また、新規就農者に対して「新規就農者受入特別措置条例に基づく支援」を継続してまいります。

「林業」関連におきましては

ゼロカーボン宣言を発した本村におきまして二酸化炭素の吸収源となる山林の適正管理は重要な事項であり、併せて国土の保全や水源の涵養、快適な生活環境の創出にもつながるものでありますから、森林環境税を原資とする森林環境譲与税を活用した「公費造林等

推進事業」を継続し、森林所有者の施業負担を軽減し良好な森林整備に努めてまいります。

「商工業」関連では

新型コロナウイルス感染症の影響が鎮静化した商工事業者ですが、円安などの影響による資材や燃油の高騰により引き続き厳しい状況が想定されております。

商工事業者は、地域の雇用を担うほか地域コミュニティの場を形成する重要な役割を持っており、経営の持続化、安定化を図るため、資金の確保等の所要の対策を講じてまいりました。今後も事業者の方々の声を聴きながら新たな事業継承制度の活用等適宜対応してまいりたいと考えております。

こうした中、後継者不在の事業者に対し地域おこし協力隊の制度を活用した事業継承の取組を進めるとともに、既存事業者の新たな事業展開等や新規開業者への支援等を行うため「起業・創業等支援事業」を継続して実施してまいります。

物価高騰による消費の落ち込みが懸念されることから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全住民に7,000円の生活クーポン券を配布いたします。

また、住民の利便性向上と地域経済の活性化を図るため、商工会、NPOサラリ、どんぐりスタンプ会と連携しながらキャッシュレス化を推進するとともに、どんぐりスタンプをデジタル化したサービスを提供してまいります。

「観光」関連では

本村には、オートキャンプ場や霧氷の撮影スポット、トカプチ400のルートなど豊かな自然を体感できる場所や、パークゴルフ場、農村公園大型遊具、すももの里などの観光の場があり、こうした本村ならではの観光資源を有効に活用するとともに、特産品のPRや交流の機会として、本村ならではのイベントについて継続して支援等を行い関係人口の増加に努めてまいります。

老朽化の著しいカントリーパークの施設の屋根、外壁塗装の改修工事を行い施設の長寿命化を図るとともに、施設管理用機械の更新を行い、施設の適正管理に努めてまいります。

「起業支援、雇用創出」関連では

地方への企業進出の動きが活発化する中、更別スーパービレッジ構想の関係企業をはじめとする企業の進出も増加しており、民営のサテライトオフィス「さらら」には、現在11社の企業が入居しております。今後も継続的に企業誘致を推進するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し農協と企業の連携による雇用拡大に向けた新たなサービスづくりを支援してまいります。

また、市街地商店街の空洞化を抑制するため、地域おこし協力隊制度を活用し、空き店舗を活用した起業家の受入れに取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、企業等における人手不足を解消するため、無料職業紹介事業「地方版ハローワーク」を継続実施し、村内の潜在的な就業希望者の掘り起こしや移住希望者と企業の結びつけを行うほか、「地元雇用促進事業」及び「外国人雇用対策事業」を継続して実施し雇用支援を行ってまいります。

主な事業につきましては、お目通しをお願いするものであります。

続いて、13ページにまいります。3、心身の健康を支えるまちづくりであります。

「健康づくり、保健」関連では

疾病の早期発見と生活習慣病予防を積極的に推進し、心身ともに健やかに暮らせる村づくりを目指すため、特定健診及び若い世代を含めた各種健診の積極的な受診勧奨を行い、健診の受診率向上を目指してまいります。

また、母子保健事業としては、妊婦健診や産婦健診に係る費用を助成し、妊娠期から出産後間もない時期の産婦に対する支援を行ってまいります。乳幼児健診におきましては、1か月児健診の助成をはじめ、新生児への聴覚検査の費用に対する助成を継続し、出産後から切れ目のない健診の実施体制を備えるとともに、不妊治療に対する費用の一部を助成し、子どもを持つことを望む方の経済的負担の軽減を図ってまいります。

さらに、村民の健康を守るため、乳幼児に対する各種予防接種や、インフルエンザ、新型コロナウイルス、及び本年4月から定期接種が開始される带状疱疹予防接種等の助成を実施してまいります。

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を統合して設置した子ども家庭センターでは、保健師のほか、発達支援相談員、助産師、管理栄養士が妊産婦や乳幼児の健康保持・増進、子どもと子育て家庭の福祉に関して包括的に対応することにより、継続的な支援を実施してまいります。

また、更別スーパービレッジ構想における「ひやくワクサービス」としてサービス実装をしており、引き続き利用者や関係者の皆様の声を聴きながら、サービス課題の解決とニーズに合ったサービスの改善に努めてまいります。

「地域医療」関連では

診療所では、医療法人北海道家庭医療学センターから常勤医師4名、非常勤医師2名、作業療法士1名、理学療法士1名の派遣を受けて運営を行っているところでありますが、発熱外来や訪問診療患者への対応など村民が安心して生活を送ることができるよう安定した医療環境の構築に努めてまいります。

将来に向けて安定した地域医療を継続していくために、住民に最も近い医療である家庭医療を担う医師の養成と確保の問題を改善するため、医師や医学生の研究に積極的な支援・協力を行ってまいります。

マイナンバーカードと連携したオンライン診療予約システムの構築やマイナ保険証の機能を拡充するための医療DXを推進し、患者の利便性向上に努めてまいります。

地域包括ケアシステムの中での医療分野における役割を果たすため、患者情報共有ネットワークによる関係者の連携を図り、患者の希望に応え、一人ひとりに寄り添った医療の展開に努めてまいります。

更別スーパービレッジ構想におきまして、患者数の増加への対応と待ち時間を減らすことを目的に発熱外来の予約とインフルエンザ予防接種の予約をデジタル化し、住民の利便

性の向上を図ってまいります。

「地域福祉」関連では

地域福祉を推進するために、地域を構成する各種団体、事業所、社会福祉法人等との連携に努め、地域で支え合う体制づくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材育成に取り組んでまいります。

また、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の支援につきましては、前年度実施の定額減税当初調整給付金の支給額に不足のある方に対して、国の交付金を活用した支援を進めてまいります。

上更別福祉館は、災害時の指定避難場所としておりますが、近年における気候変動の猛暑対策として、エアコンを設置し、安心して利用できる環境整備に努めてまいります。

「高齢者福祉」関連におきましては

全国的に高齢化が進む中、本村においても在宅介護のニーズへの対応が喫緊の課題となっておりますので、各種予防事業や健康教室、生きがいづくり等の介護予防に向けた取組を継続するほか、コミュニティナースと連携し実施をしている高齢者等訪問事業の取組を引き続き進め、高齢者個々のウェルビーイングの実現により健康寿命の延伸を図り、生涯現役で活躍できる環境づくりを進めてまいります。

また、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住民、事業者との連携・協働をデジタル化により強化しつつ、地域包括ケアシステムを推進してまいります。

「障がい者福祉」関連では

健康相談や乳幼児健診において障害の早期発見に努め、必要な支援が受けられるよう相談業務の充実を図るとともに、各種支援制度の活用や情報提供に努めてまいります。

また、「第6期いきいきふれあい計画」に基づき、地域において自立した日常生活や社会生活を営めるよう、民間法人や関係機関・団体と連携して、高齢者・障害者・子どもなど誰もが相互に個性を尊重し合えるまちづくりを推進してまいります。

リラクタウン構想における障害者支援の再構築として検討を進めてきてまいりました障害のある方の住まいの場「福祉ホーム」の整備につきましては、自立支援協議会など関係者と長年協議を進め実施設計を行ってまいりましたが、本年度は建設工事着工、令和8年4月供用開始を予定しております。

また、老人保健福祉センターロビーで行っているコミュニティカフェは、クローバーモアとの連携や住民との交流の場、困り事の相談、就労支援の場など社会福祉協議会が主体となって事業の推進に努めてまいります。

「社会保障」関連では

本村の国民健康保険の被保険者1人当たり療養諸費は、全道でも有数の低さにありますが、医療の高度化や重症化してからの診療等により医療給付費が増大し、介護給付費も認定者数の増加により年々増加をしております。各種健診の受診率向上や、生活習慣病予防

への指導及び疾病の早期発見、早期治療、介護予防教室の充実に努めることにより、医療給付費や介護給付費の抑制に向けた取組を進めてまいります。

主な事業については、お目通しをお願いするものであります。

18ページにまいります。4番、環境を守り安心して生活できるまちづくりであります。

「防災」関連では

近年の気候変動などに伴う大規模水害や、海溝型巨大地震の発生リスクが高まりつつある状況を踏まえ、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進いたします。

行政における災害対策を強化し、「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりと事業者等が自ら取り組む「自助」、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要なことから、自主防災組織の育成に努めます。

また、村民が安全で安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを進めるために、国の「防災基本計画」や北海道の「北海道地域防災計画」の修正、関連法の改正等を踏まえ、「更別村地域防災計画」を改定し、村の実情に沿った防災対策の推進を図ります。

「消防、救急」関連では

通信指令業務の安定稼働を維持するため、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線機の計画的な更新を行ってまいります。

近年の気候変動などに伴う大規模災害の発生や海溝型巨大地震の発生が高い確率で予想されている状況を踏まえ、消防部隊及び地域の実情を考慮し、初期活動、対応及び対策などの初動体制を関係機関と連携し組織強化してまいります。

また、火災発生の防止と火災による死者の発生を減少させるとともに財産の損失を防ぐため、住宅用火災報知機の設置と維持管理の重要性を広く住民に周知し、設置率の向上と火災予防に取り組んでまいります。

救急業務におきましては、マイナンバーカードの活用とデータ連携基盤を介した特定健診データや服薬履歴、その他健康情報を傷病者本人の同意を得た上で、救急隊が搬送時等必要とする情報を閲覧し、より迅速かつ適切な救急処置・搬送に努めてまいります。

「交通安全、防犯」関連では

令和7年1月5日、村内にて交通死亡事故が発生し、かけがえのない命が失われました。冬道は降雪により路面状況が悪くなるため、徹底した安全確認と防衛運転が必要となります。特に高齢者や飲酒運転における事故は重大な事故につながりやすいため、今後も更別村生活安全推進協議会と連携し、継続的な街頭指導と交通安全教室等により啓発活動を実施してまいります。

通学路及び生活道路の安全確保につきましては、学校、警察や道路管理者等との連携により通学路の合同点検を定期的 to 実施し、子どもたちが安心安全に通行できる交通安全施設の維持改善に努めてまいります。

防犯につきましては、闇バイトや投資詐欺など新たな犯罪が増加しており、犯罪に巻き込まれない防止対策が必要であります。今後も防犯啓発活動を実施し、さらに夏休みや歳

末には防犯巡回指導等の地域安全活動を実施してまいります。

「環境美化、ごみの減量化」関連では

生活様式の変化や事業活動の増加に伴い、全国的にもごみの排出量は増加傾向にあり、その処理も増大しております。また自然環境の保全や地球温暖化対策は、国の重要課題にもなっております。

本村におきましては、一般廃棄物の排出量は横ばい傾向にありますが、資源ごみの分別収集及びリサイクルのごみ処分量は減少傾向となっております。今後も適正な分別と効率的な収集による減量化、資源ごみのリサイクルを促進し、さらに更別村環境美化推進協議会との連携により「クリーン作戦」や「花いっぱい運動」等を実施し、清掃活動や環境整備に努めてまいります。

近年、電化製品や廃タイヤなど不法投棄が増加しておりますが、その対策として巡回パトロールを強化し、自然景観の保全、環境美化に努めてまいります。

「環境共生、火葬場」関連におきましては

国が目指すカーボンニュートラル脱炭素社会の実現に向けて、本村におきましても「更別村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定いたしました。この計画に基づき、地域の課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地域創生を目的として、太陽光発電など再生可能エネルギーの利活用やLED照明などの省エネルギー機器の導入を推進し、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでまいります。

火葬場につきましては、休止できない重要な施設であるため、機器等の更新計画を策定の上、日常点検の徹底と必要に応じた修繕を実施し、適正な維持管理に努めてまいります。

主な事業につきましては、お目通しをお願いするものであります。

5の人が育つまちづくりであります。

本村の教育に関する総合的な施策につきまして、基本理念や根本となる方針を定めた「更別村総合教育大綱」に基づき、教育委員会との共通認識を深め、連携・協力のもと教育行政を推進してまいります。

社会教育分野におきましては、第9次社会教育中期計画に基づき、各種講座や教室の開設による学習機会の提供、文化・体育団体への活動支援、青少年劇場や工作教室など体験教室を引き続き行い、生涯学習事業を幅広く推進するとともに、指定管理者における体育施設について、民間のノウハウやアイデアを活用することにより多様なニーズに対応できる体制を図ってまいります。

学校教育分野では、情報社会に対応すべくICT教育の一層の充実を図るとともに、学力及び体力向上に向けた検証改善サイクルを確立し、未来をたくましく生きる子どもたちの育成に最大限取り組んでまいります。

また、コミュニティ・スクールによる地域総がかりでの子どもの育成を図るとともに、北海道更別農業高校への教育振興支援を引き続き行ってまいります。

そのほか、少子化に伴う生徒数及び部活動数の減少などに対応するため、国が進めてい

る部活動改革につきまして、今年度、部活動改革推進委員を配置し、関係機関と連携を図りながら更別村に合った部活動の地域展開に向けた取組を進めてまいります。

本年度は、大型事業であります学校給食センター改築工事がいよいよ着工となります。衛生管理が整い最新の設備を備えた施設の完成に向け、鋭意取り進めてまいります。

なお、教育行政の基本方針及び具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

「子育て支援」関連では

我が国におきましては、核家族化の進行による援助者の不足、地域社会とのつながりの希薄化、仕事にも注力する女性の増加など、社会の変容等を背景に子育てに対する負担感が増大し、出生数が減少傾向にあります。

そうした中、次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長を村全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための各種施策を推進することにより、子どもを産み育てたいという希望を叶えることができる村づくりを推進してまいります。

幼児教育・保育では、給食費の無償化や多子世帯への保育料軽減事業、第1子に対する保育料の2分の1の減免を継続して行っておりまいります。

義務教育分野におきましても、小中学生を対象とした学校給食費無償化事業、これを引き続き実施してまいります。

子どもを安心して産み育てられる環境づくりとしましては、子育てに関する相談ができる場や子育てをする家庭同士のつながりを形成する場を提供することにより、孤立することがないよう配慮し心にゆとりのある子育てにつなげるとともに、幼稚園や認定こども園、学童保育所、地域子育て支援センターの運営事業を継続して推進してまいります。

さらには、子どもたちの健全な育成を目的に実施しております出産祝金、出産・子育て応援交付金、入学祝金の贈呈を継続するとともに、高校生等入学支援金制度により、高校生を持つ保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

「国内外交流」関連では

外国語指導助手を配置するほか、北海道教育委員会の定数加配制度を活用し外国語専科教諭を引き続き配置するなど、外国語を身近に感じることができる環境を整えてまいります。

友好姉妹都市である東松島市との「どんぐり子ども交流事業」につきましては、更別村の小学5・6年生が東松島市を訪問し、交流する年となっております。事業を通じて引き続き絆を深めてまいります。

また、JICAとの連携事業として気軽に国際感覚に親しめる環境を整備するなど、異文化交流を一層推進するため、事業の工夫・充実に努めてまいります。

主な事業については、お目通しをお願いします。

6番目、知恵を出し合うまちづくりであります。

「情報発信、移住促進」関連では

本村への移住に関心を持つ方への情報提供やサポートの充実に努めるとともに、村ホームページやSNSを活用して自然環境や暮らしやすさ、北海道・十勝らしいイメージなど、本村が持つ魅力の発信を図ってまいります。

本村の将来を担う若年層の定着を促進するため、本村に定住して就業する方を対象に奨学金の返還を支援する奨学金返還支援事業を創設します。

また、空き地や空き家に関する情報収集に努め、未利用空き地や空き家の有効活用が図られるよう「空き地・空き家バンク」に引き続き取り組んでまいります。

「コミュニティ、協働のまちづくり」関連では

住民の自主的、自発的な活動を推進するため、行政区や各種団体への活動支援により、コミュニティ活動の推進に努めてまいります。

コミュニティ活動の拠点となる行政区会館につきましては、指定管理者制度により使用者の利便性向上や効率的な維持管理を図るとともに、経年劣化の状況により計画的かつ経済的な改修整備に努めてまいります。

近年、生活様式の変化や高齢化に伴う施設整備が求められておりますが、行政区会館におきましてもテーブルと椅子を配置し、安心して利用できる環境整備に努めてまいります。

協働事業は、住民の参画を推進し、住民が主体となる「住民協働パートナー事業」や、地域活動を促進する「協働のまちづくり事業」により、住民と行政が力を合わせる「まちづくり」に取り組んでまいります。

「青年、男女共同参画」関連では

結婚や家庭を築く意識の醸成を図るとともに、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した「更別村結婚新生活支援事業」を継続してまいります。

「広報、広聴」関連では

村政情報を分かりやすく村民の皆様にお届けするため、広報誌発行、村ホームページの適切な更新、SNSを活用した情報発信に努めてまいります。広報誌に関しましては、将来的に村民の皆さんが紙媒体ではなくホームページ上のデータにより閲覧することを目指し、デジタル化の取組を推進します。

住民と行政が「まちづくり」を共に考え、意見や知恵を出し合う場として、行政区懇談会や出前宅配便等を実施してまいります。

「行政運営、財政運営」関連では

少子高齢化の進展、人口の減少をはじめ、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展等により村を取り巻く状況は大きく変化しております。複雑・多様化する行政課題に対応するため、人材の育成・確保に努めてまいります。

国が策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画では、新たなデジタル技術が日々進展している状況を自治体においても注視し、それぞれの地域課題に応じた

デジタル実装の取組へ生かすことが求められており、自治体に取り組むべき具体的な事項が示されました。

これらの取組を一定の期間の中で実現するには、スケジュール策定をはじめとする計画的な導入に向けた検討を行うことが求められ、相互に関連するDXの取組を総合的かつ効果的に実施していくため、DX推進の全体的な方針が決定される必要があることから、「更別村DX計画」の策定を進めてまいります。

また、業務のDX化、業務の見直し・効率化、職員のITリテラシーの向上などにより、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげるよう取り組んでまいります。

更別スーパービレッジ構想におきましても、各種電子申請と施設の予約、書かない窓口、住民票等のコンビニ交付サービスを整備したところでありデジタル技術を活用した住民サービスの改善により、利便性の向上を図ってまいります。

村を取り巻く状況は大きく変化しております。複雑・多様化する行政課題に対応しながら、総合計画に基づく様々な施策を着実に実施していくため、中長期的な収支の見通しを踏まえた計画的な財政運営に努めるとともに、辺地対策事業債など有利な起債の活用やふるさと納税の増収を図るなど、財源の確保に努めつつ、事業内容の精査、予算執行によるコスト意識の徹底により健全財政の維持を図ってまいります。

また、公共施設は長期的な視点による更新・統廃合・長寿命化などが求められております。公共施設等総合管理計画に基づく計画的な維持管理により経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

主な事業は、お目通しをお願いするものであります。

以上、令和7年度の村政執行に当たり基本的な方針と、主要な施策について申し上げます。

地方自治体を取り巻く情勢は、依然として人口減少や少子・高齢化の厳しい嵐が吹き荒れ、目まぐるしく変化する社会情勢や、地球規模の気候変動による自然災害が頻発する中、20年後、30年後も豊かで持続可能な更別村をつくり上げることは、決して容易なことではありません。

未来に向かって村づくりを進めていくには創意と工夫が必要であります。まさに「行動すべきは今」であり、「すべては村民のために」の気持ちを忘れないで、村づくり三原則の理念に基づき、「住民一人ひとりが輝く村づくり」に向けて、職員とともに全力で邁進する所存であります。

村議会議員の皆様、並びに村民の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、村政執行方針といたします。

○議 長 この際、午前11時まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、宝輪教育長。

○教 育 長 令和7年第1回更別村議会定例会の開会に当たり、令和7年度教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展などにより、人々の価値観や生活様式が加速度的に変化し、従来の知識や経験のみで将来を見通すことが難しい時代を迎えています。このような時代に、未来に向けて自らが社会の創り手になり、持続可能な社会を創る人材を育成する教育の果たす役割はますます重要になっています。また持続的な幸せや生きがいを個人や地域・社会が教育を通じて感じられるウェルビーイングの向上も求められるようになっていきます。

このことを踏まえ、本村教育委員会では、総合教育大綱並びに第6期総合計画に基づき、教育の充実・発展に取り組んでまいります。更別村の豊かな自然と温かい地域社会に支えられた環境のもと「未来を開く力をつけ、ふるさとを愛し夢や希望に挑戦する更別の子供を、地域総がかりで育む」、「村民誰もが生き生きと学び続ける」ことを推進してまいります。

1、学校教育の推進。

(1)、義務教育の質の向上。

子どもたちが自らの良さや可能性を認識し、自己肯定感を高めるとともに、多様な人々と協働して課題解決をし、よりよい社会を創るための資質・能力を身につけていくことが重要です。

そのため、各学校の教育課程については、学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、家庭や地域と連携・協働して教育活動の充実が図られるよう適切な編成・実施・評価・改善に努めます。

確かな学力を育む教育については、育成を目指す資質・能力を明確にし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた「子供が主語になる」授業への改善がさらに図られるよう押し進めてまいります。また、各学校の全国学力・学習状況調査などの結果から、児童生徒一人一人の実態を的確に捉え、検証改善サイクルを確立し、スケジュール、検証方法を明確にして取り組むほか、デジタルツールを活用した家庭学習等の充実を図ります。さらに、加配教員等による、小学校の教科担任による専門的指導や、中学校の数学・英語の少人数指導など指導方法工夫改善の充実に努めてまいります。

学校ICTの活用については、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体化が図られるよう、指導する教員の研修を推進し、1人1台タブレット端末の効果的な活用に取り組んでまいります。今年度は令和2年度に導入したタブレット端末更新時期となっており、北海道が中心となって行っている共同調達による更新作業をスムーズに進めてまいります。

豊かな心を育てる教育の推進としては、人間尊重の精神、自他の生命を尊重する心、規範意識や公正な判断力などを育てることが大切です。

特に将来を見通すことが難しい時代において、子どもたちの自己肯定感を高めていくことは極めて重要であると考えます。自分を支える自己肯定感は、困難があってもそれを乗り越える力になり、ウェルビーイングにもつながります。「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体で子どもたちの主体的学びを取り入れ展開し、専門的な知識を持った外部の指導者の有効活用や、コミュニティ・スクールでも熟議を重ね、家庭・地域との連携を図りながら子どもたちの豊かな心を育ててまいります。

いじめ根絶に向けては、村、学校の「いじめ防止基本方針」に則り全ての教職員がいじめの定義や組織的な対応などについて一層理解を深め、家庭や地域、関係機関と連携して未然防止、早期発見・早期対応に努めてまいります。またコミュニティ・スクールが開催する「どんぐり村子ども会議」を引き続き実施し、各学校におけるいじめ防止の取組の交流を通じて、児童生徒の自発的・自治的な活動によるいじめ根絶の取組を徹底してまいります。

健やかな体を育てる教育の推進として、児童生徒の心身の調和がとれた発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通じて望ましい食習慣を身につけるなど、健康的な生活習慣を形成することが大切です。そのため、各学校が全国体力・運動能力、運動習慣等調査などにより把握した児童生徒の実態を踏まえ、体育・保健体育の授業改善に努めるとともに、家庭や地域と連携した運動習慣・生活習慣の取組が充実するよう努めてまいります。

（２）番、地域とともに育む学校の推進。

各学校が地域社会に開かれ、家庭や地域と信頼される関係を構築し、子どもたちをともに育てることが重要です。そのため、導入から７年目となります「更別村コミュニティ・スクール」と、みんなの学校応援団等による「地域学校協働活動」の一体的取組を一層推進してまいります。特に、学校と地域との連携・協働を推進するために配置したコミュニティ・スクールコーディネーターの積極的な活動により、「更別の子供を地域総がかりで育てよう」という目標を着実に進め、併せて関わってくださる地域の方々の意欲や活気にもつながっております。この更別村のコミュニティ・スクールの取組が全国的に評価され、２月に「文部科学大臣表彰」を受賞しました。大変光栄なことであり、これはひとえに「みんなの学校応援団」とコミュニティ・スクール活動にご理解・ご参加いただいております更別村民の方々による賜物であると、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

現在、ふるさと教育が推進されていますが、これを「さらべつふるさと学」へ体系化してまいります。ふるさと更別の歴史や文化、産業などを体験的に学ぶことにより、ふるさと更別への愛着や誇りを持つ子どもを育むことにつながると考えております。そのためには、地域の大人と接し、学ぶこと、地域に出て地域を学ぶことが大切になります。コミュニティ・スクールを活用し地域学校協働活動を活発にし、小学校では地域を知ること、中

学校では地域の未来を考えることなどを基に「社会に開かれた」教育課程につなげてまいります。

部活動改革につきましては、国から示されました段階的な地域クラブ活動への展開に向け、4月からは「更別村部活動改革推進委員会」で学校関係者、PTA、地域スポーツ・文化団体の関係者の方々と地域の状況に応じた協議をし、「更別スタイル」の部活動改革を推し進めていきます。これに関わっては、担当する人材、部活動改革推進員を配置して推進を図ってまいります。

（３）、信頼される学校の推進。

幼保小中学校・高校の連携した教育については、幼稚園保育園から小学校への小1プロブレム、小学校から中学校への中1ギャップが起きないように子どもの学びをつないでいくことが大事になります。そのため、更別村では幼稚園・保育園の連携、幼保小の交流、2校の小学校同士の連携、教職員の乗り入れ授業を実施するなど小中の交流・連携を推進いたします。また、地元の高校生と幼保小中の子どもたちとの授業交流により、子どもが地元の高校に興味関心を持つなど、高校生と子どもたちの双方向の学びにつながるよう推進を図ります。小中の連携については、さらに進めて9年間を見通し、学びの系統性連続性を一貫して展開していく小中一貫教育にしていくことを目指します。

職員の資質・能力の向上については、常に研究と修養に努め、専門性の向上が図られるよう、教職員の研修機会の確保と研修内容・方法の工夫改善に努めてまいります。特に中札内村と共同で設置しております指導主事は、教育課程や学習指導等の学校教育に関する専門的事項の指導に極めて重要な役割を果たしていることから、継続して配置してまいります。また、北海道教育委員会の指導主事の活用や、更別村教育研究所での活動等を通じて、教職員が主体的に学び合えるよう支援してまいります。

学校における働き方改革の推進については、教職員が児童生徒と向き合う時間や授業準備の時間を確保するため、「学校における働き方改革 更別村アクションプラン」に基づき、業務負担の軽減、ICTの効果的活用、意識改革の促進、結果をホームページに公表するなど引き続き必要な措置を進めてまいります。

（４）、社会の変化や多様な教育ニーズへの対応。

特別な支援を要する児童生徒への就学前から学齢期、社会参加まで切れ目のない支援体制を図れるよう関係機関との連携を図ってまいります。また、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用、引き続き、特別支援教育支援員を適切に配置してまいります。

不登校児童生徒への対応については、一人一人の実情などに応じたきめ細やかな指導・支援を行う必要があることから、関係機関と連携を図りながら組織的・計画的継続的に対応できるよう努めてまいります。

また、児童生徒はもとより保護者や教職員が抱える様々な課題の解決に向けて、引き続き2名のスクールカウンセラーを派遣・配置し、相談対応の充実を図ってまいります。

グローバル社会を生きる子どもたちの基礎となる外国語教育につきましては、令和3年度より中札内村との共同で加配の専科教員を配置しております。またNPOから外国語の講師や外国語指導助手を全ての授業時数において配置し、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能の育成を図ってまいります。

キャリア教育の推進については、学校教育全体を通じて社会的・職業的自立に向けて基盤となる資質・能力が育成されるよう、地域社会や産業界と連携しながら職場見学や職場体験活動などを実施し、小学校から高校までキャリアパスポートを引き継ぐなどし、子どもたちが自分らしい生き方を実現できる力を育みます。

(5)、安全・安心な教育環境の整備。

昨今の猛暑対策として昨年7月に認定こども園、幼稚園及び各学校で普通教室等にエアコン設置を完了、夏には稼働し、子どもたちを守る教育環境を整備しました。その他、学校施設整備につきましては、財政状況を踏まえながら必要に応じた改修等整備を進めてまいります。

危機管理については、学校をはじめ関係機関と連携し危機管理マニュアルなどの適宜見直しと、それに基づく校内及び登下校時の安全確保に向けた取組を引き続き徹底してまいります。また、通学路における児童生徒の安全を図るため、更別村生活安全推進協議会と関係機関と連携し、継続的に安全点検や安全対策に努めること、それから中学生の登下校における自転車乗車時のヘルメット着用を推進してまいります。

(6)、幼児教育の推進。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、幼児期にふさわしい生活が展開されるような教育が必要です。

幼児が身近な環境に主体的に関わり、試行錯誤したり考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児とともによりよい教育環境を創造し、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導改善を行い、幼児期に育ってほしい10の姿を目指し、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、家庭や地域の期待に応える豊かな幼稚園教育となるような進めてまいります。

(7)、学校給食の推進。

学校給食は、児童・生徒が日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力と望ましい食習慣を養う上で重要な役割を果たすものです。バランスの良い食材を組み合わせる必要な栄養価を摂取できる献立を作成し、給食や調理実習の時間などを活用し栄養教諭による食に関する指導を効果的に進めてまいります。また、給食提供に当たっては、安全で信頼できる地元産の食材が欠かせないことから、ふるさと給食事業を継続して行います。

近年の食材高騰は給食資材購入にも影響が大きいですが、保護者の皆様の負担を軽減するため、学校給食費無償化事業を引き続き実施してまいります。また、学校給食費の公会計化を継続し、学校現場の負担軽減を図ります。

老朽化が進んでいる中学校横の学校給食センターの改築に係っては実施設計が終了し、今年4月から更別小学校横で工事開始、令和8年4月より新センターから給食を提供する予定となっております。新施設が完成するまでの間、現給食センターでの給食提供となりますが、安心・安全な給食を継続して届けてまいります。

(8)、更別農業高等学校への支援。

生徒が各専門分会に分かれて研究・発表を行うスクールプロジェクト活動では、企業との特産品共同開発や活動成果の発表を通じて、広く村の魅力を発信するなど、本村の活性化のための積極的な活動を展開してもらっています。村内幼稚園、小中学校の教育活動へも多くのご協力をいただき、また、地域における奉仕活動や農業クラブ全国大会への51回連続出場や各種大会でも多くの輝かしい成績を収めるなど、その活動内容は多方面から高い評価を得ております。

しかしながら少子化の影響により生徒の確保が難しい状況が続いており、近い将来、学校の間口減や学校そのものの存続が危ぶまれております。本村にとってはなくてはならない更別農業高等学校の維持・発展に向け、各関係団体等とも連携を図りながら入学者確保に関わる取組や教育振興の支援を引き続き行ってまいります。

(9)、高等学校等入学時の支援。

令和5年度から実施しております高等学校等に入学した生徒の保護者を対象とした支援金事業につきましても、保護者の負担軽減及び生徒の健全な育成を図るため、継続してまいります。

2、社会教育の推進。

(1)、社会教育に係る学習環境の充実。

本村では、生涯学習の基本理念であります「あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができる」よう、第9次更別村社会教育中期計画に基づき、生涯学習社会の実現に向け、関係事業を幅広く推進しております。

全ての村民が生涯にわたる学習により、自己の資質・能力を高め、自分らしく豊かな人生を送ることができるよう、ひいては人と地域社会のつながりをつくり、それぞれの学びを社会活動に生かして地域の課題解決や活性化につなげることができるよう、各年代や分野に合わせた様々な取組を充実・発展させていくことが肝要です。

未来を担う夢を持った子どもたちには、自ら考え創造する力を養い、健全な育成に資することを目的に、「こども夢基金」事業、プログラミング教育や青少年教育の体験事業である「さらべつ放課後子ども基地」、感受性や自己実現のきっかけ作りとなる「青少年劇場」を継続し、子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

グローバル化が急速に進む現代社会において、異文化と触れ合い、学びを得、広い視野で物事をはかり、自主的に行動していくことが極めて大切です。令和5年度から小中学校に配置しました外国語指導助手を中心に、各幼稚園での交流活動など各種イベントを継続するとともに、JICAとの連携事業により、国際感覚へ身近に親しめる環境を構築する

ため、事業の創意工夫に努めてまいります。

また、中学生対象の国際交流事業「飛び出せワールド」は新型コロナウイルス感染症の影響等で実施見送りなど紆余曲折ありながら、令和6年度は沖縄での代替事業を実施することができました。子どもたちは外国人家庭へのホームステイ体験などから外国の文化や多様な価値観に触れ、広い視野を獲得してきました。1年後は、安全を担保しながら海外研修への道を開きたいと思いを強くしております。本事業は2年に1度の実施となるため、今年度は飛び出せワールド事業推進委員会で協議を重ね、その具体案を練ってまいります。

その他、友好姉妹都市であります東松島市との「どんぐり子ども交流事業」は今年度東松島市へ行って交流することとなっております。地域のスタッフの方々の支援をいただきながら、子どもたちのかけがえのない体験の機会を今後も継続するとともに、事業を通じて互いの絆を深められる意味のある交流事業にしていまいります。

地域の課題を解決し、発展し続けるためには、責任ある行動の下、新たな価値を創造し、調整能力に優れた青年層の育成が不可欠です。これからの更別村で中核的役割を担う青年層の育成事業を継続してまいります。

また、人生100年時代、超スマート社会に向けて社会が大きな転換期を迎える中、生涯学習の重要性はますます高まっております。住民一人一人が生涯を通じて学ぶことのできるきっかけづくりとして、学習需要や生活課題を掘り起こした社会教育講座を開講し、学習機会の提供を図ってまいります。

高齢者教育では、地域社会や同好の士と活動を共にし、人間関係の形成や交流の場となっている「末広学級」は今年度開設50周年を迎えます。学級生は減少傾向にありますが、必要とされる学習のニーズと学習内容のマッチングに努め、時代に即した事業を展開してまいります。

(2)、文化・スポーツ活動の振興。

文化活動では、文化協会加盟団体、郷土芸能伝承活動団体への支援を継続して行い、活動の持続的発展と活性化を促すとともに、住民が主体的に企画立案、運営による文化振興公演等助成事業の活用について、積極的にPRを図ってまいります。

「総合誌さらべつ」は、令和6年度、廃止された文集どんぐりの要素も組み入れ、45号目の発刊となりました。多くの皆様のご協力により継続して発刊できておりますことに感謝を申し上げますとともに、様々な視点によりご寄稿いただき、本村の貴重な文化資源として重要な役割を果たしていることから、今年度も発刊へ向け取り組んでまいります。

改善センター図書室は、購入図書を精選し適正な管理を行い、限られたスペースを有効に活用しながら、様々な年代の方が気軽に図書と触れ合える場や利用者が求める情報の提供に努めます。他図書館との相互貸借制度の活用を継続し、当図書室に蔵書がなくとも利用できる体制を引き続き整えてまいります。

また、子どもたちに図書を身近に感じてもらえるよう、上更別小学校や上更別こどもセ

ンターでの移動図書をはじめ、図書室での読み聞かせ事業や図書室まつりなどイベントを継続実施し、幼少期から本に親しみを持つ機会を設けるなど、住民が気軽に利用できる魅力ある場所となるよう努めます。

北海道指定天然記念物ヤチカンバは昨年度、保護優先区画の設定、支障植物の防除及び植生再生試験を実施しました。今年度も有識者のご協力を得ながら、引き続き支障植物の防除及び植生再生試験区の追跡調査を実施するなど、貴重樹種の保護対策を進めてまいります。

スポーツ活動は、心身の健全な発達を促し、体力向上をはじめ、達成感や精神的充足を図ることができるなど大変意義深いものであるため、各団体の自主的な活動に対して支援を行い、村民誰もが元気に生き生きとした生活を送れるよう、改めて生涯スポーツの振興を推進してまいります。

各社会体育施設につきましては、利用に支障が生じないよう適切な維持管理に努めてまいります。また、令和5年度より柔剣道場、農業者トレーニングセンター、コミュニティプールを指定管理者による管理へ移行しており、引き続き民間のノウハウを活用した施設の有効利用を図り、指定管理者と連携しながら村民の皆様方の健康増進機会の拡大に努めてまいります。

令和7年度の教育委員会関係の主な事業といたしましては、学校教育関係事業として以下10点、社会教育関係事業として以下12点でございます。お目通しをお願いいたします。

以上、教育行政の基本的な考え方を申し上げまして、村議会議員各位並びに村民の皆様方のなお一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。
○議長 これで村長からの村政執行方針、教育長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

◎日程第8 議案第10号

○議長 日程第8、議案第10号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第10号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村課設置条例（平成15年更別村条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、広報、広聴に関する事務を所掌する課を総務課から企画政策課に改めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、総務課の分掌事務から広報、広聴に関することを削るものであります。

企画政策課の分掌事務に広報、広聴に関することを加えるものであります。

次のページをお開きください。広報、広聴に関する事務に関しましては、現在総務課の分掌事務と規定されており、広報係において広報、広聴及び行政相談、広報紙の編集、発行などの業務を行っております。このうち広聴業務に関しましては企画政策課が毎年行政区を対象に懇談会を開催して、広く村民からの行政に対する意見、要望等の収集を図っております。これが村の広聴業務の大きな部分を占めている実態にあります。このため、総務課が所掌する広報、広聴に関する事務を企画政策課に移動して、行政区懇談会と一体的に広聴事務を所掌するよう改めるためにこの条例を制定しようとするものであります。

条例本文であります。課の分掌事務を規定する現行第2条の下線部であります、広報、広聴に関することを、これにつきましては改正されたところにおいては第2条を総務課の分掌事務、第11号の広報、広聴に関することを削って、改正後は第12号を1号繰り上げて、企画政策課の分掌事務、第4号、広報、広聴に関することの文章を書き加えるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

また、資料のほうも添付しておりますので、ご参照をよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 この広報、広聴業務が移管されるということは、それぞれの課に所属する職員の数も調整されるというふうに考えていいのでしょうか。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 現在配置している係の人員をそのまま企画政策課のほうに移行しようと考えております。4月1日の人事等で発令を考えているところでございます。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第10号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第11号

○議長 日程第9、議案第11号 更別村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第11号 更別村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成30年更別村条例第20号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)の施行による、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、引用する条の繰下げが行われたことにより、関係する条文の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の目的を規定する第1条の下線部「第13条第1項」とあるのを、改正後は同じく下線部「第16条第1項」に書き改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第11号 更別村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第12号

○議 長 日程第10、議案第12号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第12号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年更別村条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく地方公共団体情報システムの統一、標準化について、標準化基準に適合する基幹業務システム（標準準拠システム）への移行に伴い、関係する条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、引用する項の繰下げが行われたことにより、関係する条文の改正を行うものであります。

（2）、村の住民基本台帳に記録されていない者に付番される固有の番号を事務処理に利用するため規定を加えるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の定義を規定しました第2条第1項第2号の下線部「第2条第8項」を改正後は「第2条第9項」に改めます。

続きまして、同じく3号、下線部「第2条第12項」とあるのを「第2条第13項」に改めるものであります。

続きまして、4号、「第2条第14項」とある下線部を改正後は「第2条第15項」に改めるものであります。

また、改正後の第4条、個人番号の利用範囲を規定する第4条の第3項につきまして、下線部「村長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法律第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、事務を処理するために利用する情報シス

テムの機能であって住登外者(村の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものによる住登外者の情報の管理に関する情報であって自らが保有するものを利用することができる」という文言を付け加えるものであります。

次のページにまいります。なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第12号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第13号

○議 長 日程第11、議案第13号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第13号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成7年更別村条例第1号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部改正に伴い、関連する条文を改めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大すること

に伴い、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるものであります。

(2)、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に伴い、所要の規定を追加するものであります。

(3)、その他、所要の改正を行うものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

1 ページおめくりいただきまして、条例本文でございます。育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定する第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「当該子を養育」の次に「とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」を加え、次のページを御覧いただきたいと思います。「当該要介護者を介護」と、」の次に「第1項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、状態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」」に改めるものでございます。

介護休暇について規定する第19条第1項中「その他規則で定める者」の次に「(第19条の3第1項において、「配偶者等」という。)」を加えるものでございます。

第19条の2の次に第19条の3を加え、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について規定をするものでございます。

次のページを御覧ください。第19条の3の次に第19条の4を加え、勤務環境の整備に関する措置について規定をするものでございます。

附則第1項で、この条例は、令和7年4月1日から、ただし附則第2項の規定は公布の日から施行するよう規定するものでございます。

附則第2項で、この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるよう規定するものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第13号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第14号

○議 長 日程第12、議案第14号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第14号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の育児休業等に関する条例（平成4年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、関連する条文を改めるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用する条文を改めるとともに、所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行の育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整を規定した第8条第1項の下線部「昇給等に関する規則」の後に改正後は「(昭和49年更別村規則第9号)」を付け加えるものであります。

続きまして、部分休業の承認を規定した第18条の第3項にあります下線部「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」とあるのを、改正後は「第61条の2第20項」に書き換えるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第14号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第15号

○議長 長 日程第13、議案第15号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第15号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村議会議員の報酬におきまして、更別村特別職報酬等審議会の答申を受けて改正をするため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の報酬月額を改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。現行、議員報酬の額を規定する第2条の1項中、議長の月額「25万8,000円」とあるのを「29万円」に、副議長の月額「20万3,000円」とあるのを「22万9,000円」に、常任委員長、議会運営委員長月額「18万1,000円」とあるのを月額「20万5,000円」に、議員月額「16万2,000円」とあるのを議員月額「18万5,000円」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

審議委員会、あるいは長年にわたって報酬の改定が行われていなかったことについて改めて見直し、再度提案をさせていきたいと思います。議員の皆さんのなり手とか、いろんなことを考えるとき、どうしても私は必要であるというふうに考えますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 自分自身が受け取る報酬に関する議論って大変やりにくいのですが、もちろんこれではなり手不足という問題に対して不足であるという意見もあるでしょうし、現在のもので十分であるという意見もある。議員の報酬に関しては、そもそも何を基準にどう決めるのか。かつて、もうかなり前に議長会で十勝標準、市長の3割というのもありましたが、現実問題、そこに達しているところはほとんどありません。それがいけないと言っているのではなくて、どういう基準でこういうものを決めて、今上げるのかということ。やはりそれをある程度もう少し説明いただかないと、村民の皆さんの理解が得られにくいのではないかと思うので、あえてお聞きするのですが、1つは類似した管内のほかの町村との比較というのも、これは大変重要なことで分かるのですが、それ以外にも基本的な考え方ということについて、こういう機会ですので、伺いできればと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 このたびの報酬月額の見直しにつきましては、十勝管内の5,000人未満の町村における報酬月額の平均となるように改正案を作成しております。例えば物価の上昇を考慮したと、そういうものではございません。議会議員の報酬月額をどのように決定するかは様々な考え方があろうかと思いますが、例えば物価の上昇率を目安に報酬月額を決定すると、そういった方法も一つの考え方として検討すべきものであるとは思いますが、一方で一般職員の給料月額は地方公務員法第24条第2項において職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定められなければならないというふうに規定されております。人事院勧告を受けて定められる国家公務員の給与に準じて、地方公共団体も職員の給与を定めることを通例としております。このため、国家公務員も都道府県職員も市町村職員も給与制度に大きな違いはないことになります。令和6年人事院勧告を受けて行われた国家公務員の給料表の改正に準じて第1回議会臨時会において更別村職員の給与に関する条例の一部が改正されましたが、給料表の改正内容を見ますと、各級号俸で定められた給料月額は全ての級号俸において増額となりました。その際、増加率は級号俸によって異なり、例を挙げますと最も増加率が高かったのは1級33号俸で14.14%、増加額は2万4,900円、最も増加率が低かったのは3級113号俸で1.05%、増加額は3,700円となっています。これは、人事院勧告が物価上昇率

そのものではなく、その時々を経済、雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間企業従業員の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準を均衡させることを基本とし、人材確保の観点等を踏まえ若年層に重点を置いて俸給を引き上げるという考え方に基づいて行われたことによるもので、名目賃金は増加しているものの、実質賃金は減少が続いており、物価の上昇に賃金の引上げが追いついていないことは人事院も認めているところでございます。このように一般職の給料月額が仕組みとして国家公務員や都道府県職員、他の市町村職員との均衡が図られている一方で、議員の報酬を物価の上昇率に応じて改めるということになれば、その判断は慎重であるべきものと思います。実態としては、一般職とは異なり、人口規模や財政規模により議員の報酬額には開きがあることから、他の自治体との均衡を図ることは非常に難しいところではありますが、人口や財政など同規模の町村と大きな差が生じないようにするという考え方は村民の皆様のご理解をいただく上でも重要な視点ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第15号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第16号

○議 長 日程第14、議案第16号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第16号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、特別職の職員で常勤の者の給料につきまして、更別村特別職報酬等審議会の答申を受けて改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、村長、副村長、教育委員会教育長の給料月額を改めるものであります。

次のページをお開きください。給与を規定しております第3条にあります村長「69万円」を「71万1,000円」に、副村長「59万6,000円」を「61万4,000円」に、教育委員会教育長「53万6,000円」とあるのを「55万2,000円」にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第16号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第17号

○議 長 日程第15、議案第17号 更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
西山村長。

○村 長 議案第17号 更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例（昭和40年更別村条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、特別職の職員で非常勤の者の報酬につきまして、常勤の特別職の改定率及び十勝管内他自治体との均衡を勘案し改正するため、この条例を制定しよう

とするものであります。

2の要旨といたしまして、別表第2、別表第3に規定する報酬月額を改めるものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。条例本文であります。特別職の職員で非常勤の者に対する報酬及び費用弁償の額について規定する別表第2中、農業委員会委員の会長、委員長の報酬月額「5万3,900円」を「5万4,000円」に、委員の報酬月額「3万4,900円」を「3万5,000円」に、教育委員会委員の報酬月額「3万4,000円」を「3万5,000円」に、監査委員（識見者）の報酬月額「8万9,000円」を「9万7,000円」に、監査委員（議会議員）の報酬月額「4万9,200円」を「5万8,000円」に改めるものであります。

同じく別表第3中、選挙管理委員会委員及び公平委員会の委員の会長、委員長の報酬日額「8,400円」を「9,100円」に、委員の報酬日額「7,500円」を「8,100円」に、固定資産評価審査委員会委員から更別村予防接種健康被害調査委員会委員までの会長、委員長の報酬日額「7,500円」を「7,700円」に、委員の報酬日額「6,500円」を「6,700円」に。次のページにまいりまして、青少年問題協議会委員から国民保護協議会委員までの報酬日額「6,500円」を「6,700円」に。また、次のページにまいります。投票管理者の報酬日額「9,700円」を「1万600円」に、投票管理者職務代理者及び投票立会人の報酬日額「8,800円」を「9,300円」に、選挙長及び開票管理者の報酬日額「8,400円」を「9,100円」に、選挙長職務代理者から開票管理者職務代理者まで報酬日額「7,500円」を「8,100円」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第17号 更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後 1 時半まで休憩いたします。

午後 0 時 0 1 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 1 6 議案第 1 8 号

○議 長 日程第16、議案第18号 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第18号 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1 の理由といたしまして、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号。以下「刑法第一部改正法」という。）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第68号。以下「整理法」といい、刑法等一部改正法と整理法等を併せて「刑法等一部改正法等」という。）の施行に伴い、関係する条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2 の要旨といたしまして、自由刑のうち懲役または禁錮（「禁錮」を含む。以下同じ。）が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、整理法第147条により、条例に定めることのできる罰則について規定している地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第3項も改正されることから、当該罰則に関する規定を改めるため、所要の改正を行うものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

1 ページおめくりいただきまして、条例本文でございます。同一の法律の改正に伴い、複数の条例で特定の文言を改めておりますので、改め文方式による改正とさせていただきます。

また、本条例案は3条から構成をしております。

第1条ですが、更別村職員の給与に関する条例の一部改正で、更別村職員の給与に関する条例第14条の2第3号及び第4号並びに第14条の3第1項第1号及び第3項第1号中

「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第2条は、更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第30条第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第3条は、更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正で、更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、第14条第2項中「第1項」を「前項」に改めるものでございます。

附則第1項で、この条例は、令和7年6月1日から施行するよう規定するものでございます。

附則第2項は、拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用に関する経過措置を。

次のページを御覧ください。附則第3項は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴された者に関する経過措置を規定しております。

なお、議案資料として更別村職員の給与に関する条例、更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、それぞれ新旧対照表を提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第18号 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第19号

○議長 日程第17、議案第19号 更別村ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第19号 更別村ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例制定の件であります。

更別村ふるさと創生事業基金条例（平成元年更別村条例第13号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものであります。

理由といたしまして、基金を活用した事業を廃止しており、今後基金を活用する見込みがないことから、当該条例を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

次のページをお開きください。更別村ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例であります。

更別村ふるさと創生事業基金条例（平成元年更別村条例第13号）は、廃止する。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年6月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第19号 更別村ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第20号

○議長 日程第18、議案第20号 更別村まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第20号 更別村まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村まち・ひと・しごと創生基金条例（令和2年更別村条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定に伴い、更別村まち・ひと・しごと創生基金を設置する根拠となる市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の名称に変更が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、基金を設置する根拠を更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略から、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。設置を規定する第1条の下線部「更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略における」とあるのを、改正後は「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第20号 更別村まち・ひと・しごと創生基金条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第21号

○議 長 日程第19、議案第21号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第21号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村税条例（昭和50年更別村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行による、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、引用する項の繰下げが行われたことにより、関係する条文の改正を行うものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。条例本文であります。村民税の申告を規定する第36条の2第10項の下線部「第2条第15項」を、改正後は「第2条第16項」に改めるものであります。

続きまして、特別土地保有税の減免を規定する第139条の3の1号中、下線部「第2条第15項」とあるのを、改正後は「第2条第16項」に改めるものであります。

次のページをお開きください。なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第21号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第22号

○議 長 日程第20、議案第22号 更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第22号 更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村公共下水道条例（平成12年更別村条例第43号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の一部改正に伴い、更別村公共下水道条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、排水設備指定工事店の指定に係る申請及び基準についての規定を改めるものであります。

（2）、排水設備指定工事店における責任技術者の選任についての規定を改めるものであります。

（3）、責任技術者の登録申請に係る添付書類についての規定を改めるものであります。

（4）、除外施設の設置等に係る汚水の基準についての規定を改めるものであります。

（5）、その他、関連条文の改正並びに整合を図るために字句を改めるものであります。

なお、石川建設水道課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、議案第22号 更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、下水道における使用や施設の構造、維持管理のほか、排水設備の設置基準等について定めたものでございます。

それでは、次のページ、新旧対照表を御覧ください。第6条の2につきましては、村内において排水設備や水洗化等の工事を行うことを可能とします排水設備指定工事店の指定申請についての規定となります。

第2項第2号につきましては、指定工事店の指定を受けるために配置が必要となります排水設備工事責任者について、営業所ごとの専属としています現行を改め、改正後は同一都道府県内における複数営業所での兼任を可能とすることに伴い、申請書の記載事項を改めるものでございます。

第3項第2号につきましては、個人が申請する場合における申請書への添付書類としまして、現行の営業証明書を削り、住民票、在留カードまたは特別永住者証明書の写しに改めるものでございます。

第4号、次のページをお開きください。第6条の3第1項第1号につきましては、文言を改正するものでございます。

第6条の4第1項につきましては、排水設備指定工事店に配置が必要である排水設備工

事責任技術者について、複数営業所での兼任を可能とするものでございます。

第6条の6第1項第1号につきましては、責任技術者の登録申請書への添付書類について改めるものでございます。

第12条第1項、次のページをお開きください。第8号につきましては、環境省が定めます生活環境の保全に関する環境基準の項目が大腸菌数に見直されたことに伴い、名称を改めるものでございます。

最後に附則でございますが、本条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第22号 更別村公共下水道条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第23号

○議 長 日程第21、議案第23号 更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第23号 更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村農業集落排水条例（平成14年更別村条例第49号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の一部改正に伴い、更別村農業集落排水条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、1、除害施設の設置等に係る汚水の基準についての規定を改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。除害施設設置等の規定を定める第12条第1号の下線部「ただし」の後ろに、改正後は読点を付け加えるものであります。

続きまして、第9号の下線部「大腸菌群数」とあるのを、改正後は「大腸菌数」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 詳細について説明いただきたいと思います。

今般の改正、先ほども聞きましたけれども、現行と改正後の大腸菌の群数と大腸菌という形の名称を変えたということでございますけれども、その内容というか、具体的というか、事例があればそういう内容のどういうものかというのを説明していただければありがたいです。

○議長 長 ここで答弁調整のため少し休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 1時57分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 失礼いたしました。

ただいまいただきましたご質問に対してですが、従前までは、これまでは大腸菌群数としまして、大腸菌の集団、コロニーと呼ばれるものですが、こちらの数についてこれまで調べていたところなのですが、ただその集団の中身ですと、大腸菌の中にも有害なものかどうかという、様々な菌の種類がございますので、これからは群の調べるものではなくて、大腸菌そのものを調べる基準に変わったというものでございます。

以上でございます。

○議長 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第23号 更別村農業集落排水条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第24号

○議 長 日程第22、議案第24号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第24号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村水道事業給水条例（平成10年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）及び生活衛生関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）の施行に伴い、関連する条文を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格条件についての規定を改めるものであります。

（2）、その他、関連条文等の改正並びに法令等の整合を図るため字句を改めるものであります。

なお、石川建設水道課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、議案第24号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、水道事業における料金等の費用負担や給水条件等のほか、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を定めたものでございます。

それでは、次のページ、新旧対照表を御覧ください。第37条につきましては、水道の布設工事における技術上の監督業務を行う布設工事監督者が有すべき資格についての規定で

す。

第1項第1号につきましては、大学にて修める学科要件としまして、現行、土木工学科等においては学科目を衛生工学もしくは水道工学に限定しておりますが、改正後は学科目を限定しないこととし、加えて1年以上としている実務経験を1年6か月以上と改めるものでございます。

第2号につきましては、大学にて修める課程として機械工学科もしくは電気工学科等についても新たに加え、その場合における実務経験は2年以上とするものでございます。

第3号につきましては、略称規定及び文言の整理によるものです。

第4号につきましては、短期大学、専門職大学電気課程、高等専門学校にて修める課程として、機械科もしくは電気科等についても新たに加え、その場合における実務経験は3年以上とする規定を新たに追加するものでございます。

以下、項番号につきましては繰り下げるものです。

第5号につきましては、略称規定を加えるものです。

次のページをお開きください。第6号につきましては、高等学校及び中等教育学校にて修める課程として、機械科もしくは電気科等についても新たに加え、その場合における実務経験は4年以上とする規定を新たに追加するものでございます。

第8号につきましては、実務経験について、卒業した大学の学科により土木工学科等は1年以上、機械工学科もしくは電気工学科等は1年6か月以上とそれぞれ改めるものでございます。

第9号につきましては、第4号及び第6号を新たに追加したことにより改めるものです。

第11号につきましては、土木施工管理技術検定の1級合格者を新たに加え、その場合における実務経験は1年6か月以上とする規定を追加するものです。

第38条につきましては、水道における技術上の監督を行うものである水道技術管理者が有すべき資格についての規定です。

第1号につきましては、布設工事監督者の資格を有する者との現行を改め、各学校にて土木工学科等卒業、修了した場合における実務経験について、大学は1年6か月以上、短期大学等は2年6か月以上、高等学校等は3年6か月以上とするものでございます。

次のページをお開きください。第2号、第4号及び第5号につきましては、号名及び文言の整理等によるものです。

次のページをお開きください。第7号につきましては、技術士第2次試験の上下水道部門で上下水道及び工業用水道を選択した合格者についても新たに加え、その場合における実務経験は6か月以上とする規定を新たに追加するものです。

第8号につきましては、土木施工管理技術検定の1級合格者を新たに加え、その場合における実務経験は1年6か月以上とする規定を追加するものです。

最後に、附則でございますが、第1項、施行期日につきまして、本条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、今回の改正に伴い、平成31年更別村条例第3号における附則第2項中第37条第8号を第37条第10号及び第38条第7号に改めるものです。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 1点確認させてください。

この条例なのですが、学校教育法に基づいた学校を卒業した方もいろいろ実務経験とかその辺が求められておりますけれども、学校の中には専門学校という学校があって、そこを卒業した技術者の方もたくさんいらっしゃいます。村の方にもいらっしゃると思うのですが、そういう専門学校を出た方の、例えば実務経験だとか、そういう部分の記述が一切なくて、その辺をどういうふうに読み取ればいいのか。分かる範囲で構いませんので、ご説明願いたいと思います。

○議長 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 今回改正されます学校や課程以外を卒業された方につきましては、今回の改正により新たに加えております土木施工管理技術検定の1級合格者ですとか、水道技術管理者におきましては追加しまして技術士の上水道部門合格者、こちらを取得していただければ資格要件を満たすものでございますが、さらに今回の改正に関われなかったもので、略として規定されておりますが、布設工事監督者におきましては現行の第37条第1項第5号、改正後は第7号となります。水道技術管理者におきましては、第38条第1項第3号におきまして5年以上の水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する方、こちらにつきまして資格を有するとして規定されているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第24号 更別村水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第25号

○議長 日程第23、議案第25号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第25号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年更別村条例第13号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)が一部改正されたことに伴い、更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が困難である場合に、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる要件の規定を加えるものであります。

(2)、特定地域型保育事業者による保育内容支援連携協力者の定義に関する規定を加えるものであります。

(3)、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難である場合に、代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる要件の規定を改めるものであります。

(4)、特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の定義に関する規定を加えるものであります。

次のページにまいりまして、(5)、連携施設に関する経過措置において、特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法に規定する事業による支援その他必要な適切な支援を行うことができると村長が認める場合は、連携施設の確保をしないことができる期間を10年から15年に改めるものであります。

(6)、その他、関連条文の改正との整合を図るため字句を改めるものであります。

なお、酒井子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、補足説明をいたします。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村が条例で定めることとされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

条例のよりどころとしております内閣府令が改正されたことを受け、このたび条例の一

部を改正する条例を制定するものです。

新旧対照表を御覧ください。第37条第1項、第42条第1項の改正は、関連条文の改正との整合を図るため、条項番号、関連する文言整理を行うものです。

第42条第1項では、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育、保育が継続的に提供されるよう、各号に掲げる事項に係る連携施設を適切に確保しなければならないとされています。

ページをおめくりいただきたいと思います。改正後の第42条第2項は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が困難である場合に、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる要件の規定を加えるものです。

改正後の第42条第3項は、特定地域型保育事業者による保育内容支援連携協力者の定義に関する規定を加えるものです。

改正後の第42条第4項の規定は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難である場合に、代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる要件の規定を改めるものです。

ページをおめくりください。改正後の第42条第5項の規定は、特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の定義に関する規定を加えるものです。

改正後の附則、連携施設に関する経過措置で、ページをおめくりください。第4条の改正は、特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村長が認める場合は、連携施設の確保しないことができる期間を10年から15年に改めるものです。

最後に、附則でございます。本条例は、令和7年4月1日より施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第25号 更別村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第26号

○議 長 日程第24、議案第26号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第26号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正されたことに伴い、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が困難である場合に、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる要件の規定を加えるものであります。

（2）、家庭的保育事業者等による保育内容支援連携協力者の定義に関する規定を加えるものであります。

（3）、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難である場合に、代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる要件の規定を改めるものであります。

（4）、家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の定義に関する規定を加えるものであります。

（5）、栄養士の配置等を求めている部分につきまして、管理栄養士を追加、次のページに行きます。するものであります。

（6）、連携施設に関する経過措置において、家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村長が認める場合は、連携施設の確保をしないことができる期間を10年から15年に改めるものであります。

（7）、その他、関連条文の改正との整合を図るため字句を改めるものであります。

なお、酒井子育て応援課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、補足説明いたします。

本条例は、児童福祉法の規定に基づき、市町村が条例で定めることとされている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

条例のよりどころとしております厚生労働省令が改正されたことを受け、このたび条例の一部を改正する条例を制定するものです。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第6条第1項第1号の改正は、第2項として新たな項を加えることに関連する文言整理です。

第6条第1項におきましては、家庭的保育事業者等は保育の提供終了後も必要な教育または保育が継続的に提供されるよう各号に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設を確保しなければならないとされております。

ページをおめくりいただきたいと思います。改正後の第6条第2項は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が困難である場合に、保育内容支援の実施に係る連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる要件の規定を加えるものです。

改正後の第6条第3項は、家庭的保育事業者等による保育内容支援連携協力者の定義に関する規定を加えるものです。

改正後の第6条第4項は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難である場合に、代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する規定を適用しないことができる要件の規定を改めるものです。

ページをおめくりください。改正後の第6条第5項は、家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の定義に関する規定を加えるものです。

改正後の第16条第1項第2号は、栄養士の配置を求めている部分について、管理栄養士を追加するものです。

ページをおめくりください。改正後の附則、連携施設に関する経過措置、第3条の改正は、家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法に規定する事業による支援その他必要な適切な支援を行うことができると村長が認める場合は、連携施設の確保をしないことができる期間を10年から15年に改めるものです。

最後に、附則でございます。本条例は、令和7年4月1日より施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第26号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第27号

○議 長 日程第25、議案第27号 定住自立圏形成協定の変更の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第27号 定住自立圏形成協定の変更の件であります。

帯広市との間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定を変更するものであります。

1の理由といたしまして、定住自立圏形成協定の変更につきまして、更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成28年更別村条例第17号）第2条の規定により議決を経ようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、別表第1の4産業振興（5）広域観光の推進の内容において文言の修正を行うものであります。

（2）、別表第1の4産業振興（7）鳥獣害防止対策の推進の内容において文言の修正及び追加を行うものであります。

（3）、別表第1の5環境（1）地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築の項目及び内容につきまして文言の修正を行うものであります。

なお、本内企画政策課長に補足説明をいたさせます。

また、資料も添付しております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 それでは、議案第27号 定住自立圏形成協定の変更の件について補足説明申し上げます。

定住自立圏形成協定につきましては、平成23年に中心市宣言を行った帯広市と中心市宣言に賛同した本村との間において定住自立圏の形成に関して必要な事項を定めるため締結しているものでございます。

この協定に基づき、協定により形成された圏域全体を対象として、圏域の将来像や具体的な取組などを定める十勝定住自立圏共生ビジョンを策定しているところでございます。

このたび令和7年度から令和11年度までの5年を期間とする第4期共生ビジョンを策定

するに当たり、協定書の第3条、連携する取組及び役割分担に示される別表第1において内容の修正が必要であることから、更別村議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

要旨につきましては、別に提出しております議案資料の定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

新旧対照表は、議案資料の5枚目から掲載してございます。右側が現行、左側が変更後、修正箇所は下線の部分になります。

2枚めくっていただきまして、別表第1の4、産業振興、(5)、広域観光の推進の甲の役割のア、「帯広観光コンベンション協会と十勝観光連盟の連携を強化する。」を「圏域町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。」に改め、乙の役割のア、「十勝観光連盟の事業に参画する。」から「圏域市町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。」に改め、イの中の「提案」を「参画」に改めるものでございます。

次のページの(7)、鳥獣害防止対策の推進の取組内容に「ほか、鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向けた検討をすすめる」を追加して、甲の役割の現行の記載事項に片仮名「ア」を追加し、新たに「イ 鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、関係機関との情報共有を行うとともに、圏域町村と連携して検討をすすめる。」を追加し、乙の役割の現行の記載事項に同じく片仮名「ア」を追加し、新たに「イ 鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、圏域市町村と連携して検討をすすめる。」を追加するものでございます。

次に、5、環境の見出しの「(1) 地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築」を「(1) 地球温暖化対策に向けた脱炭素社会の構築」に改め、取組内容の「低炭素」を「脱炭素」に改め、甲の役割の「環境モデル都市として、環境モデル都市行動計画に基づいた先駆的な取組を推進するとともに、」を「脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するとともに、」に改め、乙の役割の中の「低炭素」を「脱炭素」に改めるものでございます。

これらの変更を行いまして、議案書別紙の定住自立圏の訂正に関する協定書の一部を変更する協定書を締結することにより、協定の変更を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第27号 定住自立圏形成協定の変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後2時40分まで休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時39分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第26 議案第28号ないし日程第30 議案第32号

○議長 長 この際、関連がありますので、日程第26、議案第28号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件から日程第30、議案第32号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第28号から32号まで一括してご提案申し上げます。

議案第28号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、別紙のとおり計画を変更するものであります。

理由といたしまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、北更別・旭・平和辺地に係る計画を別紙のとおり変更するものであります。

総合整備計画書に基づきまして提案申し上げます。変更部分のみご説明申し上げます。

3の公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょう事業費、一般財源、それぞれ3億7,864万円を4億1,864万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額3億7,860万円を4億1,860万円に改め、合計の事業費4億2,584万1,000円を4億6,584万1,000円に、一般財源4億284万1,000円を4億4,284万1,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額4億270万円を4億4,270万円に改めるものであります。

続きまして、議案第29号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。

以下の部分については、省略をさせていただきたいと思います。

整備計画書のほうにてご説明を申し上げます。総合整備計画書をお開きください。変更

部分のみご説明を申し上げます。３、公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょうの事業費、一般財源、それぞれ５億６,１６１万円を６億４,１６１万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額５億６,１６０万円を６億４,１６０万円に改め、合計の事業費６億５,３６７万８,０００円を７億３,３６７万８,０００円に、一般財源６億３,５８７万８,０００円を７億１,５８７万８,０００円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額６億３,４９０万円を７億１,４９０万円に改めるものであります。

続きまして、議案第３０号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。

同じく総合整備計画書によりご説明を申し上げます。変更部分のみ説明申し上げます。

３、公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょうの事業費、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額、それぞれ６億３,６５０万円を７億３,１２０万円に改め、農業基盤整備事業の事業費、一般財源、それぞれ３,０７５万３,０００円を１,１７５万３,０００円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額３,０７０万円を１,１７０万円に改め、合計の事業費６億９,４６５万３,０００円を７億７,０３５万３,０００円に、一般財源６億７,６８５万３,０００円を７億５,２５５万３,０００円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額６億７,６８０万円を７億５,２５０万円に改めるものであります。

続きまして、議案第３１号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。

総合整備計画書、変更部分のみのご説明を申し上げます。３、公共的施設の整備計画の表中、道路・橋りょうの事業費、一般財源、それぞれ４億４,８４３万９,０００円を４億７,５１３万９,０００円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額４億４,８４０万円を４億７,５１０万円に改め、合計の事業費４億９,３６３万円を５億２,０３３万円に、一般財源４億７,４６１万円を５億１３１万円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額４億７,４５０万円を５億１２０万円に改めるものであります。

続きまして、議案第３２号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件であります。

総合整備計画書に基づきまして、変更部分のみご説明申し上げます。３、公共的施設整備計画の事業費等については変更ありませんが、施設名、道路・橋りょう費（東１３号改良事業ほか５事業）の「ほか」を平仮名の表記に改めるものであります。

以上、議案第２８号から議案第３２号まで一括してご提案申し上げます。

なお、２８号から３２号までの資料を提出しておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから議案第２８号から議案第３２号までの５件に対する質疑を一括して行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから議案第28号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第28号 北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第29号 勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第30号 更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第31号 南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第32号 上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第33号

○議 長 日程第31、議案第33号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第33号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,830万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,170万4,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、議案第33号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,830万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,170万4,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正によるものでございます。

初めに、人件費についてご説明いたします。主な理由といたしましては、執行残などに伴う減額などでございます。各科目において予算の補正がございますが、こちらにつきましては給与費明細書によりご説明いたします。80ページをお開き願います。1、特別職については、その他の特別職の報酬が155万7,000円の減額です。

81ページをお開き願います。2、一般職、(1)、総括については、給与費の職員手当等が245万4,000円の減額です。手当ごとの補正後、補正前比較の金額につきましては、職員手当等の内訳をご参照願います。

82ページは、給料及び職員手当等の増減額の明細、83ページは給料及び職員手当等の状況ですので、ご参照願います。

84ページ、85ページは、給料及び職員手当等の科目別内訳で、補正後の給料及び職員手当等の科目別内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。なお、執行残の整理、各施設の燃料、光熱水費などについてはご説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、歳出につきましてご説明させていただきます。26ページをお開き願います。款1議会費は、事業実績に伴う執行残などによる減額です。

27ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、1億1,970万3,000円を追加し、補正後の額を12億1,643万5,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などのほか、30ページ、説明欄(12)、寄付金管理事業について1億3,505万4,000円を追加しております。寄付見込額の増に伴う寄付採納贈呈品の増額及び寄付金管理基金積立金の増額です。

目2文書広報費、目3財産管理費は、事業実績に伴う執行残などによる減額です。

32ページを御覧願います。目4地方振興費は、2,382万円を減額し、補正後の額を6億182万7,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残などのほか、説明欄(3)、生活交通路線維持対策事業は、令和6年度実績による負担増、33ページ、説明欄(9)、更別スーパービレッジ構想推進事業について当初予算で見込んでいた事業について国庫補助が不採択の事業があり、減額としております。

目5交通安全経費、目6公平委員会費、目7車両管理費は、いずれも事業実績に伴う執行残などによる減額です。

目8村有林管理費は、678万5,000円を追加し、補正後の額3,463万7,000円としておりま

す。35ページをお開き願います。説明欄（3）、村有林野基金積立金は、立木売払収入、素材売払収入の増による積み増しです。

目9住民活動費は、事業実績に伴う執行残などによる減額です。

36ページを御覧願います。目11公共施設等整備基金費は、4億円を追加し、補正後の額を4億122万8,000円とするものでございます。公共施設等整備基金への積み増しです。

目12減債基金費1,285万9,000円を追加し、補正後の額を1,370万5,000円とするものでございます。令和6年度普通交付税、臨時財政対策債償還金費を減債基金へ積み増すものです。

項2徴税費、項3戸籍・住民基本台帳費、項4選挙費、項5統計調査費、項6監査委員費は、いずれも事業実績に伴う執行残などによる減額です。

40ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、目2福祉の里総合センター費は、いずれも事業実績に伴う執行残などによる減額です。

45ページをお開き願います。項2児童福祉費は、723万円を追加し、補正後の額を2億9,533万1,000円とするものでございます。事業実績に伴う執行残のほか、認定こども園施設型給付費の増などによるものです。

47ページをお開き願います。項3老人福祉費は、事業実績に伴う執行残などによる減額です。

49ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、目2予防費、目3環境衛生費、目5保健推進費は、いずれも事業実績に伴う執行残などによる減額です。

なお、目4診療所費は、歳入歳出の均衡を図るため特別会計、診療施設勘定繰出金を追加しております。

53ページをお開き願います。項2清掃費、項4下水道費は、いずれも事業実績に伴う執行残などによる減額です。

54ページを御覧願います。項5衛生諸費は、十勝圏複合事務組合負担金の確定による増額です。

款5労働費は、事業実績に伴う執行残などによる減額です。

55ページをお開き願います。款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費、款10教育費、款12公債費は、いずれも事業実績に伴う執行残などによる減額です。

歳出についての説明は以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。11ページをお開き願います。款1村税、12ページをお開き願います。款2地方譲与税、款4配当割交付金は、いずれも収入の実績及び見込みなどによる増額。

款6法人事業税交付金は、収入の実績及び見込みなどによる減額。

13ページを御覧願います。款7地方消費税交付金、款8環境性能割交付金は、いずれも収入の実績及び見込みなどによる増額です。

款 9 地方特例交付金、項 1 地方特例交付金、目 1 地方特例交付金は、交付額の決定による増額、項 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、目 1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、償却資産特例の実績に伴う減額です。

14ページを御覧願います。款10地方交付税は、地方交付税の確定に伴う増額です。

款12分担金及び負担金は、道営事業分担金の確定に伴う減額です。

款13使用料及び手数料は、施設の使用料及び手数料などの実績及び見込みによる減額です。

16ページをお開き願います。款14国庫支出金、款15道支出金は、いずれも各事業費等の実績などによる減額です。

20ページをお開き願います。款16財産収入は、村有地貸付収入、各基金の預金利子、立木売払収入などによる増額です。

21ページをお開き願います。款17寄附金は、6,060万円を増額し、補正後の額を6億560万円とするものでございます。ふるさと納税は申込み増に伴う増額ですが、まち・ひと・しごと創生寄附金は実績見込みによる減額です。

22ページをお開き願います。款18繰入金は、各事業の実績に伴う増額です。

款20諸収入は、預金利子は増額ですが、各事業の実績により減額です。

24ページをお開き願います。款21村債は、各事業の実績に伴う借入額の確定による減額です。

歳入についての説明は以上でございます。

続きまして、繰越明許費の補正につきまして、第2表、繰越明許費補正によりご説明いたします。6ページをお開き願います。繰越明許費補正については、記載されているとおりでございます。款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、汚水処理施設共同整備事業について2,000円を追加するものです。

続きまして、債務負担行為の補正につきまして、第3表、債務負担行為補正によりご説明いたします。7ページを御覧願います。債務負担行為の補正につきましては、記載されているとおりでございます。道営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）更別第2地区（平成27年度）について、補正後の期間を平成28年度から令和9年度までに変更するものです。

最後に、地方債の補正につきまして、第4表、地方債補正によりご説明いたします。8ページを御覧願います。地方債の補正につきましては、記載されているとおりでございます。各事業の実績などに伴い、緊急防災・減災事業債は補正後の限度額を6,340万円、一般単独事業債は補正後の限度額を310万円、辺地対策事業債は補正後の限度額を3億8,980万円、過疎対策事業債は補正後の限度額を1億8,090万円とし、補正後の合計限度額を6億4,395万9,000円とするものでございます。

令和6年度更別村一般会計補正予算（第7号）の補足説明は以上でございます。

○議長 お諮りいたします。

議案第33号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件につきましては、本会

議の質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 令和6年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行いたいと思います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 14ページ、款13使用料及び手数料のところでは3点ほど質問させてもらいたいというふうに思います。

初めに、項1使用料、目1総務使用料の説明欄、老人保健福祉センター使用料で281万7,000円というのは結構大きな額の減額補正となっております。こういった内容で、こういう減額補正になったのかという部分の補足をいただきたいなというふうに思っております。

同じく目5の土木使用料で、公営住宅使用料で80万円減額されております。これもその理由といたしますか、空き家でこれだけの減額になったのか、あるいは未収見込みがこれだけに膨らんでこういう……

○議長 長 荻原さん、1件ずつお願いします。

○6番荻原議員 分かりました。

では、1問目だけお願いします。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 14ページの使用料及び手数料、老人保健福祉センター使用料の減額についてです。

こちらは、老人保健福祉センターの使用料ということで、通常福祉の里温泉の使用料の減額となっております。今回は、今年度の収入見込み、実績に基づいて減額させてもらっております。実は、これ当初予算からここ数年来、約1,000万円ほど予算を組んでおりまして、ここ数年来、若干コロナだとかもありまして利用が落ち込む中で、予算が同じ額でずっと、ある意味多めに見ていたような状態が続いていたものですから、今回は実績に合わせて落としております。そういうこともありますので、7年度につきましても実績に合わせた予算にさせてもらっているのですけれども、一応今のところの見込みですけれども、6年度につきましては約840万円ほどになりそうかなと思っております。令和5年度も825万円ほどというようなこととなっておりますので、新年度も820万円ほどというようなことで、実態に合わせた予算計上に今後なるべく精査して計上したいなと思っております。

○議長 長 荻原さん。

○6番荻原議員 ありがとうございます。

次に、目5の土木使用料の公営住宅使用料なのですが、80万円ほど減額ということで、

住宅料としては結構大きいかなと思っております。その減額理由が、例えば空き家が発生してこういう形になったのか、あるいは未収見込みがこれだけ膨らんだとか、いろいろ理由があると思うのですけれども、その辺の補足説明をいただきたいと思います。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 今回80万円を減額した理由につきましては、入居率が当初の想定より若干下がったことによるものでございます。

ただ、80万円となっていますが、一月あたりに直しますと6万7,000円ほどで、入居している公営住宅戸数なのですが、現在184戸ございます。こちら1戸あたりに直しますと、1か月あたりおよそ362円となりますので、まとまると80万円という大きな額にはなるのですが、そもそも予算規模が多い科目となつてございますので、おおむねぶれの範囲かなというふうに判断しております。

以上でございます。

○議 長 荻原さん。

○6番荻原議員 何回も申し訳ないです。

使用料、手数料というところの分野でもう一点聞きたいことがあって、それは項2の手数料の総務手数料の部分なのですが、住民票等コンビニ交付発行手数料ということで11万4,000円を減額されております。こういう形でコンビニでの発行が始まったということで、このコンビニ交付に関わる部分の、実際の実績、今年度どのくらいあったのか。あるいは、それに関わって村外でコンビニ交付した方が何人くらいいるのかという、そういう部分がもし分かれば説明いただきたいと思います。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ご質問の住民票等のコンビニ交付発行手数料でございます。

今お話ありましたように、令和6年3月から発行手数料発生しておりますけれども、4月以降に広報紙やチラシ、役場の窓口にて周知を図りまして、少しずつでありますけれども、交付件数は増加をしております。

それで、今どういう状況かというお話がありましたけれども、コンビニ交付の実績につきましては地方公共団体情報システム機構というところの、このサイトで確認ができることになっております。利用状況については、少ない月で、8月になりますけれども、15件、内訳が住民票7件の印鑑証明が8件になっております。また、多い月は1月になっておりまして、41件、住民票が24件、印鑑証明が17件ということで、少しばらつきはありますけれども、平均すると月27件程度になってございます。

それと、コンビニ交付の割合でございます。例えばですけれども、印鑑証明の場合ですが、2月末までの全体の発行件数、これは役場の窓口とコンビニ交付合わせた件数になりますけれども、950件ありまして、そのうちコンビニ交付が136件ということで、割り返しますと全体の14.3%がコンビニ交付になっていると、そういった状況になっております。

それと、先ほどお話のありました割合ですね。それで、割合的には村内の発行件数は大

体7割と、そして村外の割合は大体3割ということになってございます。

また、発行した場所も一応確認しております。当然村内のコンビニが多いということになっておりますが、遠い場所ですと東京都の八王子市、千葉県や神奈川県でも利用されてございます。また、利用時間ですけれども、朝早い方では7時に利用されていると。また、遅い時間ですと、夜10時を超えた時間にも利用されておりまして、住民の利便性の向上につながっていると思われます。

今後につきましても、住民の利便性向上と事務の効率化を図るために利用者数の増加を目指して周知に努めたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 58ページ、説明欄(3)、畜産クラスター事業の108万3,000円減額ということで、実績からの減だと思うのですが、この辺のどういったこととということと内容の補足説明が欲しいのが1点と、この事業者の内容が何か苦しい、何かそういった理由があるのかなというところでも説明いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 畜産クラスター事業の減額の関係でございますが、こちらのほうに記載があるように、自給飼料増産推進事業助成金のほうで64万3,000円、和牛優良繁殖雌牛造成保留事業助成金で44万円の減額となっているところでございます。

自力草地の関係にあつては、自力草地の更新に取り組んだ方に対して支出しているものでございまして、これは本年実績があくまでもこの程度だったというふうなことになります。

優良繁殖雌牛造成保留事業についても、こちらのほう、それぞれの基準に従って支出をしているところなのですが、6年度にこの事業に取り組んだ実績ということで、特に経営がどうのこうののだとか、そういう部分ではなくて、あくまでも取り組んだ実績の値がこのような状況になってしまったというふうなところで押さえているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今の話なのですが、実績が減になるということは、おのずとその収入の面でも減ってくるのかなと、事業やっている方の収入は減ってくるのかなということは容易に考えられるのですが、この辺の飼料などの経費高騰とか、それに関わってくる人が減ってきたとか、そういったことはないのかなということで改めて説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 こちらのほう、農協のほうを経由して補助申請をいただいているのですが、そういった中でそういうことがあって、減ったというふうな報告は受けていないので、そ

れ以上の詳しい部分は分かりませんので、申し訳ございませんが、そのようなところでございます。

○議 長 1 番、太田さん。

○1 番太田議員 ありがとうございます。

そういったことの報告がまずないということなのですが、私実際にここに関わっている方の話を聞いたときに、やはりなかなか事業として経費が高騰していたりだとか、こういった事業に関して積極的に関わってくる人が減ってきたりだとかということも聞いておりますので、質問させていただきました。

改めて、ここの実績による減だということで済ませるのではなく、村長の村政の執行方針にもあったとおり、飼料などの価格高騰のことはあったのではないかと、酪農事業者が今後持続可能な事業をするためにはどうしたらいいのかということも村も含めて十分検討してほしいですし、ここは村が2分の1、農協が2分の1で建てて、地鎮祭にも僕出席したのですけれども、そのときの村長の言葉で酪農の方がこれから代わって発展していくために必要なものだということもあのとき話していたような気がしますし、民営で進めていくことではありますけれども、最初の建てたときに関わりは終わりというわけにはいかないと思いますし、たとえ民営といえども村も関わってきた中でそれなりの責任を持って進めていくのが筋ではないかなと思うのですけれども、その辺のお願いとその辺の考えも聞かせていただければと思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 ただいま議員のおっしゃるように、確かに昨今の酪農情勢、いろいろと厳しい部分がありますので、その影響が必ずしもないとは言えないと思います。こちらの助成金の関係についてはですね。その部分については、村長も挨拶もしくは村政執行方針の中でも言っておられますし、私どもも指示を受けておりますので、そういった状況を把握して対応等も考えているところでございます。今言われたように、この助成金の執行残についても、そういったところの情報も確認をして対応してまいりたいと思います。

あと、今施設のお話をされていたと思うのですが、それはカーフセンターのことですか。カーフセンターのほうについても、なかなかこういう酪農情勢の中にあって厳しいというふうな話を聞いておりますので、ただ、あくまでもおっしゃられるように農協さんとうちとも支援をしてという中で、今農協さんのほうでも対応策を考えておりますし、そちらのほうの対応の内容等も踏まえて、必要に応じて村のほうも対応策というのを考えていくようなことになろうかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 太田議員さんからお話ありましたとおり、明日安村議員さんの一般質問のときにお答えしようと思っているのですけれども、非常に大変な状況にあることは事実でありまして、農協さんと、今高橋課長からも話ありましたように、私は去年から指示をして

おります。具体的な数字等についてはあした言えないかもしれませんが、今それに向かって支援策をきっちり、しっかり実施したいということで、このままでいくと本当に酪農家がなくなってしまうような状況がありますので、明日詳しく議論の中でお話し申し上げたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

以上であります。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 35ページ、目9住民活動費、説明欄(3)、協働活動経費なのですが、協働事業助成金の関係なのですけれども、50万円の減額補正ということで、当初予算そのまま減額されるということでもあります。これは、2年続けて当初予算そのまま減額されるということなのですけれども、何かこの助成の周知の仕方に問題があるのかなと思ったりするのですが、この助成に関わる取組について詳しく説明願いたいと思います。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 協働事業助成金についてでございます。

ただいまお話ありましたように、当初予算では1件当たり25万円の2件ということで50万円を計上してございました。この助成金でございますけれども、毎年数件の問合せや相談がありまして、近年の状況としましては新型コロナ対策の関係で相談があったのですが、結果的に多くの参加者が見込めないということから、やむを得ず開催を中止もしくは先送りということが最近の状況になってございます。そういった意味では、コロナをきっかけにして住民活動の動きが若干停滞をしていることが要因の一つになっているのかなと感じているところでございます。

また、先ほどの住民への周知というお話はありましたけれども、その周知方法は4月の行政区長会議ですとか広報紙でも周知に努めているという状況でございます。

今年度につきましては、事前相談がなく、非常に残念ですけれども、実施できずに全額が減額ということになりましたけれども、今後も引き続き住民への周知を図りまして推進に努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 協働活動に関わる助成金ということで、非常に重要な助成金だと思っておりますので、それにつきましては村民の方が知らなかったということがないように、これから周知を広めて、きちんと助成金が支払われるような活動につながるよう努力していただきたいと思います。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 33ページ、説明欄の(9)、中ほどにございますけれども、更別スーパービレッジ構想の推進事業の減額措置についての詳細について意見を求めたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 更別スーパービレッジ構想推進事業の減額の中身でございます。

当初3億9,978万1,000円の予算計上から3億8,355万2,000円ということで減額の補正となっております。2月末の時点では、執行率が88%となっているところでございます。冒頭、副村長のほうから補足説明がありましたとおり、一部でSociety5.0の関係なのですが、事業の増額を申請してきたところでございますけれども、その補助の採択がされなかったということで、その分は減額というような形になっております。一部一般財源で補填するような形で考えておまして、その差額分が1億6,229万円ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 今の説明の中では、私が聞きたいのは具体的な内容というか、村が主体的に今回申請してという形で、基本的には今、副村長の説明にあったように不採択になったという部分の、まず内容を知りたいですね。どういうこと。いわゆる村は必要として3億9,900万円の予算措置をもって申請したと。最終的な採択も含めてとあるのですけれども、改めてその1,600万円という計画の中のどこが不採択になったというのは、これは重要な課題だと思うので、その点の説明だけお願いしたいというように思っています。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 失礼いたしました。

Society5.0の部分が一番大きい部分かなということで、スマート農業の分野でございます。当初企業のほうから概算見積りでそのスマート農業に関連する実証事業について見積りをいただきまして、資材高騰と人件費の高騰等で事業費が大きくなってくるということで見積りをいただいたところでございます。それに合わせて国のほうへ申請を行ってきたところではございますけれども、その増額については認めませんということで、国のほうから一部不採択ということで、その部分について約1,400万円の事業費の減額となっております。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 私、金額ばかり言っているわけではなくて、今スマート農業という話の中で出た。では、具体的にどういうものの、例えばドローンか何か分からないけれども、そういうものがどうなったのかという内容を聞きたいのです。その点の説明をお願いします。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 スマート農業の分野の中で価格が著しく高騰したのがロボットトラクターの自動運転の技術の確立の部分でございます。様々な企業と連携した中で事業を行ってきているところでございますけれども、その一部分について事業ができなかったという

ような形になっております。I S O B U Sの開発の部分でございます。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ちょっと気になるのですけれども、うちは、いわゆるスマート農業に対して村としては農業振興も含めてということで、いわゆるロボットトラクターをどうするかという開発も含めて、実証も含めてやろうとしている中で、不採択というか、全額はどうか分からないけれども、技術開発についての不採択ということになれば、これは進められないですね、事業自体が。なりますよねということです。だから、それはメーカーの開発に関わる部分でどうのこうのというのだったら、これはまた別問題になってくると思うのですけれども、ロボットトラクターが更別村としては今後の農業振興に対して必要性ありという形の申請をもう既にしているわけですね。その点の捉え方と、いわゆる金額ありきの、計画ありきの、申請ありきの金額だとかなんとかでなくて、実際に必要なものが、ではロボットトラクターに対して減額になったということの理由だけでなく、影響も出てくるはずなので、その部分の捉え方の説明をしてほしかったのです。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 Society5.0の事業につきましては、3か年の事業となっております。2か年目の事業ということで、金額が一部不採択になったことによって一部進捗が遅れているという認識でもございます。特に後ろの機械のI S O B U Sの開発ということで事業をしてきたところではあるのですけれども、一部機械の作成が遅れてきた部分もございしますので、来年度ですね、新年度のところでまた同様にそこは国と折衝しながら計画どおり進められるように事業費の獲得を目指しているところでございます。

以上です。

○議 長 安村さん。

○2番安村議員 思いだとかなんとかではなくて、やっぱりその分が国の裁定の中でそういう技術開発も含めてという部分がどうなるかと、まず不採択の理由として決定しているわけですね。全部かどうかは別にして、やはり自動ロボットに関しての牽引の機械物もあるかもしれない。だとすると、今ご回答いただいたように、今現在の話をすれば、では来年度以降といっても、来年度以降施策をもって変更をもって進めたいという思いはちょっとは感じている部分あるのだけれども、それはそれとして、では今の不採択の中でよっぽど方向転換しなければ、まず進まないというのが1点と、では当初の目的のロボットトラクターに対する一連のやつから逸脱していかないと、考え方が違う方向に行かないか。村は、最低限の今必要とされるロボットに対する、自動走行に対する分の対策をきちっと骨格を持って進めようとしているわけですね。その中の一部が、私としては判断としては不採択になったということは、これは重い事実なのです。それを手を替え品を替え、では次年度以降何らか対策を打ちますよという部分が私は正しい方法ではないと思っているのです。ですから、この不採択というものに対して方向転換云々くんぬん、あの手この手

を使うのではなくて、やっぱりきちっとした目標を立てて、皆さんが実証としてでも農家の方々が興味を持って、これはいいなという技術をやっぱり目で見るというのも一つの方法だと思うので、そういうやり方をしていかないと何かこれを見ていると、失礼な言い方ですけども、業者のための開発のための手助けをしているとしか思えないような気がして、私はその点とはしっかり区別をして、やっぱり更別農業のために今現在、もう2年目と言いましたから、3年目に向かって、これは必要なのだというものを限定して、厳選してやるべきだというふうに思っていますけれども、きつい言い方しましたけれども、私の考え方が突出しているかもしれませんけれども、そういう押さえ方でいかないと、私はこの採択だ、不採択だ、あるいは今後の計画に対してというものはやっぱり不信感出るのではないかなと思っていますので、その点の考え方だけお示ししていただければありがたいと思います。

○議 長 答弁調整のため一時休憩いたします。この際、3時45分まで休憩といたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時44分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 失礼いたしました。

まず、事業そのものでございますけれども、国から不採択となったものではございません。全体通して事業費が上がったというところに対して、一部不採択となったものでございます。

また、村としての方針については、一切変わっているものではございません。一部その計画の変更、内容につきまして、今年度につきましては自動播種と自動スプレーヤーのISOBUSの開発の実証を行ってまいろうということで計画をしていたところではございますけれども、播種の部分について先行して実施をまいりました。ですので、来年度につきましてはスプレーヤーの自動化ということで事業のほうを進めていくということで国にも申請を行っているところでございますので、3か年の事業としては一切方針のほうは変えているものではございません。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 最後にさせてください。

今種々説明3回ぐらいいただきましたけれども、やはり今言い回しがどうのこうのという表現が適切なのか不適切なのかという部分もあるかもしれないけれども、一番最初の説明では不採択という説明をして、実質的には今最終的には不採択になる。事業内容的には

変わっていないよと。ただ、その部分の不採択の内容というのは、資材費だとか人件費の高騰の分は認められない。多分2回目の回答の中で、私きちっと列記していないから分からないけれども、不採択分については一般財源入れるような何か説明いたしました。僕は、端的に言って分かりにくいことばかり言っているから、今回端的に言いますけれども、だから高騰分に対しての部分が不採択になった。だけれども、やりたいから一般財源入れるよ、一般財源を補填したいのだというのが、先ほどもちらっと言ったけれども、農家のため、実質的に。実証だ、実証だと、農家のためにもうやっていかないと駄目なのです、現実的には。下りていかないと、農家の実態に。それを、結局メーカーのためにという部分も考えたら、シフトされているのがメーカー側のシフトしか見えないから、それってやっぱり一般財源も入れてやるべきなのかという部分の内包した不安もあるのです。そういうことで申し上げているのです。ですから、精査しなさいということは、やっぱりもう実証、実証ではなくて、実践でいかないともう駄目なのです。いいですか。農家の人たちの機械類、トラクター類というのは、はっきり言って各メーカー競っている中で、よければ農家は買います。それが原理原則です。ですから、その部分の中で、将来的にどうなるか分からないけれども、それは私も分からない。だけれども、今現在の中で農家がきちっとやっぱり必要とされるものをどうなるかを見ていくのも、この事業の本質論でないかというように思っていますので、一般財源入れるということになれば、やっぱり決して私としてはそこまでの価値はないというふうに判断をしています。それだけです。

○議 長 意見として受けるそうです。

1 番、太田さん。

○1 番太田議員 1つだけ確認させてください。

今の安村議員の質問で、農家の実態云々ということもあったのですが、その開発している機械というのは、現在農家、トラクターいろんなメーカーのものがあろうと思うのですが、全てのメーカーにつけられるようなものになっているのか、まずなっていないのかということも確認しておきたいのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 今の現状の開発につきましては、一部の機械のメーカーとの接続のみ対応する今システムの開発となっております。

以上です。

○議 長 1 番、太田さん。

○1 番太田議員 では、一部のメーカーにしか対応しないのだったら、来年度、安村議員、今言った一般財源入れて進めていくということで、農家の実態に合わせて農家のためにということにはならなくなってしまうのですが、そのような考えでいいのでしょうか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 今開発しているのは、一部の機械のメーカーとの連携によって進めておりますけれども、その播種に関わる、例えばですけれども、自動化、真空播種機等で種

をまいていくわけですが、そういった機械にセンサーをつけて、例えば種が実際に自動運転で走らせると、落ちている、落ちていないの判断ができないわけです。そういった落ちている、落ちていないの判断をして機械を止めるというようなセンサーを作っているわけでございます。ですので、そういった機械ができましたら、他社のメーカーにもつけれるようにということで、システムですので、センサーですので、つけながら、また実証を繰り返して広く普及させていくというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 安村さん。

○2番安村議員 66ページ、説明欄の（3）にあります更別農業高等学校の生徒確保等支援事業で減額の振興会の関係の助成金の、予算措置から見てちょっと多い減額なのかなというふうに危惧しているのですけれども、その点の説明をお願いします。

○議長 長 伊東教育次長。

○教育次長 安村さんのご質問がありました更別農業高校生徒確保等支援事業の今回マイナス653万6,000円の内訳ではございますが、こちらにつきましては今現在更別農業高校生徒の通学のためにスクールバスを運行しております。スクールバスを運行している関係で当初203日分の運行を予定しておりましたが、実績としまして188日の運行という形になっております。それで、今現在スクールバスにつきましては、3方面のバス運行をしております、1日当たり21万4,500円程度お金がかかっているところになっております。そのほか、利用者の方も含めて、含めてというか、利用者負担もありますので、そのスクールバスの運行日数が減額になったことにより290万6,000円程度下がっております。そのほか、当初見ておりました路線バスの利用者負担軽減というか、利用者負担の支援の部分に関しても実績より減額となっており、実際にはその分だけで183万円程度減額という形になっているところで、そのほか実績に基づいて計算したところ、650万円程度の減額という形になっているところでございます。

以上です。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 今次長説明していただいたように、まず確認したいのですけれども、説明内容として足して650万円の減額になるかどうかという確認です。スクールバスの関係、減便になったということで、基本的には予定としては290万円の減額補正と。あとは、路線バスの関係で183万円ということで、足してください。よろしいですか。そうしたら、470万円ぐらいしかありませんよね。今650万円の減額ですよ。もう少し優しい説明してください。百何十万の不明金があるもろもろでは済まないで……不明とは言わない。すみません。やっぱりもう少しちゃんと丁寧に説明してください。

○議長 長 伊東教育次長。

○教育次長 大変申し訳ございません。計算が間違っておりまして、申し訳ございません。

スクールバスの分でいきますと、440万円程度が減額という形になっております。それで、

路線バスの部分についてですが、220万円程度の減額という形になっております。そのほか、寮生の週末滞在経費を見ております。こちらについては、寮生が週末地元に戻れないという場合に、サラパークに利用して宿泊する部分に関しまして、こちらの部分、当初予算では24万円見ているところ、今現在のところ、今予定ではありますが、3万円程度の助成になる関係で21万円程度減額になる予定ということになっております。

以上です。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 計算式合っていましたので、納得しました。

あと、帰らない子たちの分については、これはどうのこうの私は指摘しません。来年度、また道外から来られる生徒もいらっしゃるということに聞き及んでいますので、これはもうしっかりと予算措置を取ってもらって、せっかく本州方面から来られる方が快適に更別農業高校で十分学んでいただいて、その技術を習得していただきたいと思います。やっぱりきちっとスクールバスの関係も含めてということで、増減はあるでしょうけれども、そういう面の日数も含めてという分、きちっと再度調整しながらということで、これはあくまでも振興会の助成として出していますので、逆に言えば振興会がやっぱり困るので、せっかく村とJAも含めて助成金いただいているというのはありますので、そういう面十分精査していただきたいというふうにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 62ページ、項2道路橋りょう費、目1道路維持費の説明欄(1)、道路維持補修経費の減額206万8,000円ということでございます。

1点確認させてほしいのですけれども、今年1月に埼玉県で道路の陥没事故が起きたということで、本村においてそのような類いの心配がないのかというのがあります。今回こういう形で補正されますけれども、今年の村道の状況としてそういうような状況が見られたかどうかということについて改めて確認させてください。

○議長 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 今年の1月に埼玉県にて発生しまして、現在まだ終息していない道路陥没事故でございますが、こちらにつきましては下水道管の破損により流れ出た汚水によって地中の空洞が拡大したことが陥没原因というふうにされているものでございます。

破損した下水道管につきましては、直径が4.75メートル、非常に大きな管で、地下10メートルと非常に深いところに埋設されておりましたが、本村では下水道管、水道管を併せましても最も大きな直径でも30センチ、頻度につきましてはほとんどが1.3から1.4メートル程度で、最も深いものでも地下4.5メートルとなっております。埋設管の規模が大きく異なりますので、本村におきましては同様の原因により大規模な被害となる可能性につきましては生じ得ないかなというふうに考えているところでございます。

ただ、道路の陥没全てについて申しますと、春先の融雪期には特に未舗装の道路の横断

管付近などで小規模な陥没というのは間々見られるところでございます。こちらにつきましては、日頃より道路パトロールにて状況の把握に努めておりまして、発生が発見した場合は早期に対応していくこととしております。

以上でございます。

○議 長 荻原さん。

○6番荻原議員 68ページ、説明欄の上のほう、小学校の光熱水費が111万5,000円ということで減額になっております。中学校もやや120万円ほど減額になっておりますけれども、今年は教育委員会のご努力によって、暑くなる時期からエアコンが使えるというような中で、子どもたちは快適な環境の中で授業ができたかなと思うのですけれども、そういう形でエアコンをきちんと使える時期から電気料が多分増えてきたと思うのですけれども、今回こういう形で減額補正ということになっております。その辺、エアコンを使用した部分とこの減額の部分について、何か関係があれば補足説明願いたいと思います。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 まずは、減額の理由でございますが、こちらにつきましては政府の対策として、令和5年1月使用分から9月にかけては物価高克服経済再生実現のための総合経済対策と、あと令和5年10月使用分から12月分にかけては電気・ガス価格激変緩和対策、令和6年1月使用分から5月使用分にかけてはデフレ完全脱却のための総合戦略対策、同じ令和6年8月使用分から10月分までは酷暑乗り切り緊急支援として、あと令和7年1月使用分から3月使用分までは、今現在行われておりますが、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策、そして電気料と、あとガス料金につきましては都市ガスだと思われそうですが、使用料に応じて割引をされているところでございます。令和6年度の当初予算積算時には、政府の価格激変緩和対策につきましては、引き続き行われるものとして、こちらとしては認識しておりませんでしたので、予算額については多く計上をさせていただいているところでございます。

また、そのほかに使用料自体も令和5年度から見ましても若干減っておりまして、令和7年2月までの推移ではございますが、更別小学校では月6,544キロワット、こちらについては当初3か年平均、一応6,269キロワットで計算をしておりましたが、更別小学校については275キロワットが平均で多く使われております。上更別小学校では3,005キロワット、こちらについては3か年平均でいきますと303キロワット減です。中央中学校につきましては、1万317キロワットで、3か年平均でいきますと293キロワット減という状況になっております。その分、利用量、各学校それぞればらばらではございますが、当初予定をしておりました3か年平均から見ますと、利用量が低く推移した分も併せて金額が減という形になっているところでございます。

また、今回令和6年7月からエアコンを使用できるようになりました。それで、実際電気料どれくらい増えているかと実績を見ますと、小学校におきましては、更別小学校、7月が4,306キロワットで、前年度比478キロワットの増、8月が4,342キロワット、前年度比

でいきますと786キロワットの増、9月につきましては3,442キロワット、前年度比でいきますと1,027キロワット、こちらは減という形になっております。上更別小学校につきましても、7月は1,240キロワットで、前年度比910キロワットの減、8月に入って2,012キロワット、こちらが前年度比22キロワットの増、9月は1,624キロワットで、前年度比443キロワットの減という形になっております。中学校につきましては、7月7,033キロワット、前年度比423キロワットの減、8月に入りまして8,250キロワット、前年度比1,435キロワットの増、9月は6,467キロワット、前年度比1,111キロワットの減という形になっております。実際エアコンを動かした状況によって電気料がぐんと増えているかということ、そうでもない。8月については全校、使用量については増えている状況にはなっておりますが、思ったよりは増えていないのかなという形で思っております。

以上です。

○議長 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 今説明いただいたのですけれども、増減が月によっては増えたり減ったりということではよろしかったですか。

○議長 長 伊東教育次長。

○教育次長 現状として、前年度比という形になっておりますので、前年度比によりましてそれぞれ月によって使用量は上下している形になっております。

以上です。

○議長 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 今手元にデータがあればの話なのですけれども、大体6、7、8月のエアコンの稼働日数というのがもし分かるのであれば教えていただけますか。

○議長 長 伊東教育次長。

○教育次長 稼働日数につきましては、こちらでは押さえておりませんでした。

学校に確認したところ、学校でも稼働日数というのは押さえていないというお話でしたので、一応使用状況につきましては大体の目安としましては室温が28度以上になる場合は使っている形にはなると思うのですが、それぞれ子どもの健康状態とかもありますので、それについてはこちらで、教育委員会としてはこれは使っているよとか、この日駄目だよとかという指示はしてはおりません。

以上です。

○議長 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第34号

○議 長 日程第32、議案第34号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第34号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件であります。

第1条として、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,546万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,542万6,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,729万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,101万円とするものであります。

それでは、初めに事業勘定の歳出からご説明申し上げます。10ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1総務費は、31万5,000円を減額し、補正後の額を464万5,000円とするもので、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄（1）、総務一般事務経費は、普通旅費の執行残による減額であります。

項3運営協議会費、目1運営協議会費、説明欄（1）、国保運営協議会運営経費は、委員報酬、研修・視察費用の減で18万3,000円の減額であります。なお、14ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

款2保険給付費は、3,536万4,000円を追加し、補正後の額を2億9,770万1,000円とするもので、項1療養諸費、11ページにまいりまして、目1療養給付費、説明欄（1）、療養給付費は、支出見込額の増で3,251万4,000円の増額、目2療養費、説明欄（1）、療養費は、支出見込額の増で15万円の増額であります。

項2高額療養費、目1高額療養費、説明欄（1）、高額療養費も支出見込額の増で270万円の増額であります。

款3国民健康保険事業費納付金は、財源の振替となります。

続きまして、12ページをお開きください。款5保健事業費は、67万5,000円の減額で、補正後の額を1,191万4,000円とするものであります。

項1目1特定健康診査等事業費、説明欄（1）、特定健診・特定保健指導事業は、支出見込額の減で20万3,000円の減額であります。

項2保健事業費、目1保健衛生普及費、説明欄(1)、保健衛生普及事業は、支出見込額の減でありまして、12万3,000円の減額。説明欄(2)、健康マイレージ事業は、支出見込額の減で1万円の減額。説明欄(3)、国保ヘルスアップ事業は、支出見込額の減で17万8,000円の減額であります。

続きまして、13ページをお開きください。目2疾病予防費、説明欄(1)、疾病予防事業は、インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種の実績により16万1,000円の減額であります。

款7諸支出金は、108万7,000円の増額で、補正後の額を3,404万4,000円とするもので、説明欄(1)、直営診療施設勘定繰出金は、へき地診療所分を増額するものであります。

続きまして、歳入にまいります。8ページをお開きください。款3道支出金は、3,766万1,000円を増額し、補正後の額を3億6,582万5,000円とするもので、項1道負担金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金は、保険給付費の支出見込額の増により3,536万4,000円の増、節2特別交付金229万7,000円の増は、主に特別調整交付金のうち国保診療所へき地診療所分の増が主な要因であります。

款5繰入金は、213万4,000円を減額し、補正後の額を6,766万6,000円とするもので、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、事務費対象分44万4,000円の減。

項2目1基金繰入金は、財政調整基金繰入金額の減額で169万円を減額するものであります。

続きまして、9ページにまいります。款7諸収入、項2目1雑入、説明欄、特定健康診査受診料は7万2,000円の減額であります。

款8国庫支出金は、6,000円を新たに追加するもので、説明欄、社会保障・税番号制度システム整備補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知、広報等に対する国庫補助金であります。

次に、診療施設勘定の説明をさせていただきます。歳出からご説明申し上げます。21ページをお開きいただきたいと思います。款1総務費は、778万9,000円を減額し、補正後予算額を3億3,396万3,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務管理経費は、103万4,000円の減額であります。職員11名分の人件費で退職1名分及び今後の支出見込みを勘案し、減額するものであります。なお、24ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をよろしくお願い申し上げます。説明欄(2)、総務一般事務経費は、執行残の減額であります。主なものは、節12委託料、医療業務委託料におきまして医師出向委託料、眼底検査等の専門医への委託料を支出見込み減により125万5,000円減額しております。続きまして、22ページをお開きください。節26公課費、消費税において令和5年度申告納税分及び令和6年度中間納付分の支出見込み減により273万8,000円を減額しております。説明欄(3)、診療施設維持管理経費は、157万8,000円の減額であります。主なものは、節10需用費、国保診療所燃料費において執行残を減額しております。説明欄(4)、診療施設改修事業は、

13万2,000円の減額であります。節14工事請負費、国保診療所改修工事費におきまして事業費の確定により減額しておるものであります。説明欄（５）、フルタイム会計年度任用職員給与等は、主に執行残の減額であります。

続いて、23ページをお開きください。款２医業費につきましては、950万5,000円を減額し、補正後の予算額を3,690万4,000円とするものであります。

項１医業費、目１医療用消耗器材費は、財源振替であります。

目２医療薬品衛生材料費、説明欄（１）、医薬品購入経費は、新型コロナワクチン購入費において接種人数が想定より下回ったため681万円を減額しております。

目３医療管理費、説明欄（１）、医療管理事業経費は、主に執行残の減額であります。主なものは、節12委託料、検査委託料におきまして、新型コロナウイルスの抗体検査が減少したため223万3,000円を減額しております。説明欄（２）、医療機器借上経費は、執行残であります。

目５医療用機械器具費は、財源振替であります。

次に、歳入にまいります。17ページをお開き願いたいというふうに思います。款１診療収入は、2,044万4,000円を減額し、補正後の予算額を１億8,198万1,000円とするものであります。

項１入院収入は、診療報酬の収入状況を鑑み570万2,000円を増額し、補正後予算額3,672万5,000円とするものであります。

項２外来収入は、1,642万円を減額し、補正後予算額１億2,457万2,000円とするものであります。当初の見込みより外来患者数が減少していることにより減額を見込んでおります。

続きまして、18ページにまいります。項３その他の診療収入、目１諸検査等収入、説明欄、各種診断料は、収入見込み減により104万6,000円を減額しております。各種予防接種診断料は、新型コロナ等の各種ワクチン接種料の収入見込み減により800万9,000円を減額しております。住民検診料は、高齢者健診料の収入見込み減により67万1,000円を減額しております。

款２使用料及び手数料は、10万5,000円を減額し、補正後予算額128万9,000円とするものであります。主なものは、項２手数料、目２文書料、説明欄、各種診断書料において収入見込み減により８万2,000円を減額しております。

続きまして、19ページを御覧ください。款３国庫支出金は、74万3,000円を増額し、補正後予算額を946万円とするものであります。

項１国庫補助金、目１施設整備費補助金、説明欄、診療所等施設整備費補助金は、スプリンクラー設置工事、医療機器購入に係る事業費が確定したことにより62万9,000円を増額しております。

目４社会保障・税番号制度システム整備費助成金、説明欄、オンライン資格確認機能拡充補助金は、訪問診療等における資格確認用モバイル端末の導入経費等に対する補助金11万4,000円を増額しております。

款5繰入金は、324万円を増額し、補正後予算額1億7,831万3,000円とするものであります。項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄、施設整備費分はスプリンクラー設置工事に係る事業費確定により4万2,000円を減額しております。一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれ額を調整しております。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金、説明欄、へき地診療所分は、診療所運営に対する交付金申請に係る入院日数の増により108万7,000円を増額しております。

続いて、20ページをお開きください。款7諸収入は、77万2,000円を増額し、補正後の予算額を158万6,000円とするものであります。主なものは、項1雑入、目1雑入、説明欄、各種診療業務収入において医師派遣に伴う保証料62万4,000円を増額しております。説明欄、その他は学生の臨床実習に係る謝金収入であります。

款8村債は、150万円を減額し、補正後の予算額を1,790万円とするものであります。スプリンクラー設置工事に係る事業費確定により減額するものであります。

続きまして、5ページに移ります。地方債の補正であります。過疎対策事業債の限度額をスプリンクラー設置工事に係る事業費確定により150万円減額し、補正後限度額を1,790万円とするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第35号

○議長 長 日程第33、議案第35号 令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第35号 令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,373万9,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費は、16万4,000円を減額し、補正後の額を45万3,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄（1）、総務一般事務経費は、普通旅費、郵便料の執行残を減額するものであります。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、2万1,000円の減額で、普通旅費の執行残を減額するものであります。

目2滞納処分費8,000円の減額は、普通旅費の執行残を減額するものであります。

続きまして、7ページをお開きください。款2後期高齢者医療広域連合納付金は、35万円を追加し、補正後の額を6,253万6,000円とするものであります。保険料の増額に伴う納付金の増額であります。

次に、歳入に移ります。5ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料は、35万円を増額し、補正後の額を4,819万9,000円とするものであります。

項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料は、20万円の減額で、調定実績に基づき補正しております。

目2普通徴収保険料は、55万円の増額で、調定実績に基づき、これも補正しているものであります。

款2繰入金は、16万4,000円を減額し、補正後の額を1,484万4,000円とするもので、歳出、総務費の事務分の執行残に伴う減額であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第36号

○議長 日程第34、議案第36号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第36号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条として、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ483万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,440万6,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225万2,000円とするものであります。

初めに、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。10ページをお開き願います。款1総務費は、2,000円を減額し、補正後の額を481万7,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務一般事務経費4万9,000円の増額は、主に節18負担金補助及び交付金12万1,000円の増額で、介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修経費であります。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費、説明欄(1)、認定調査等経費は、4万9,000円の増額であります。

目2認定審査会共同設置負担金、説明欄(1)、認定審査会共同設置負担金は、10万円の減で、南十勝介護認定審査会負担金の減額によるものであります。

続きまして、11ページをお開きください。款2保険給付費は、763万8,000円の増額で、補正後の額を3億6,922万6,000円とするものであります。

項1目1介護サービス等諸費は、各給付費の給付実績に基づき1,041万円を増額するものであります。

項2目1介護予防サービス等諸費は、各給付費の給付実績に基づき249万2,000円を減額するものであります。

項3目1高額介護サービス費は、各給付費の給付実績に基づき69万円を増額するものであります。

続きまして、12ページにまいります。項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、各給付費の給付実績に基づき97万円を減額するものであります。

款3地域支援事業費は、313万3,000円の減額で、補正後の額を5,426万円とするものであります。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、

給付実績により224万円を減額するものであります。

目2 一般介護予防事業費は、財源の振替であります。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 総合相談事業費は、普通旅費、研修会負担金の減により2万7,000円の減額であります。

続いて、13ページをお開き願いたいと思います。目2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、7,000円の減額で、フルタイム会計年度任用職員及び職員人件費について減額するものであります。なお、職員の人件費につきましては、15ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

目3 任意事業費は、58万3,000円の減額であります。説明欄(1)、家族介護支援事業で19万6,000円の減額、(2)、任意事業では38万7,000円を減額しております。

目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、17万3,000円の減額であります。

続きまして、14ページをお開きください。目6 認知症総合支援事業費は、10万3,000円の減額であります。

款4 基金積立金は、32万9,000円を追加し、補正後の額を103万6,000円とするもので、サービス事業勘定から繰入れ、余剰分などを積み増しするものであります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。7ページをお開きください。款1 介護保険料は、370万円を増額し、補正後の額を7,750万1,000円とするもので、賦課状況により増額するものであります。

款3 国庫支出金は、1,250万3,000円を増額し、補正後の額を1億1,917万1,000円とするものであります。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金、157万3,000円を増額で、交付決定額を増額によるものであります。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、1,054万5,000円を増額で、変更申請による増であります。

目2 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、55万5,000円を増額で、交付金配分率の増額によるものであります。

目3 地域支援事業交付金(その他事業)は、23万円の減額で、変更申請による減であります。

目7 事業費補助金は、6万円の増額で、介護保険システム改修に伴う交付であります。

続きまして、8ページにまいります。款4 支払基金交付金は、142万2,000円を増額し、補正後の額を1億327万9,000円とするもので、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は、170万3,000円を増額で、変更交付申請による増額であります。

目2 地域支援事業交付金は、28万1,000円の減額で、変更交付申請による減額であります。

款5 道支出金は、365万4,000円を増額し、補正後の額を6,231万1,000円とするものであります。

項1 道負担金、目1 介護給付費負担金は、359万4,000円を増額で、変更交付申請による

増額であります。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、17万5,000円の増額で、変更交付申請による増額であります。

目2地域支援事業交付金（その他事業）は、11万5,000円の減額で、変更申請による減額であります。

款7繰入金は、1,642万9,000円を減額し、補正後の額を6,707万4,000円とするものであります。

項1一般会計繰入金、9ページをお開きください。目1介護給付費繰入金は、95万3,000円の増額で、歳出の介護給付費の増額によるものであります。

目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、10万2,000円の減額で、歳出の介護予防・生活支援サービス事業費を減額したことによるものであります。

目3地域支援事業繰入金（その他事業）は、5万6,000円の減額で、事業費の減によるものです。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、44万9,000円を減額するもので、軽減対象者の減によるものです。

目5その他一般会計繰入金379万5,000円の減額でありまして、事務費繰入金は6万2,000円の減額、その他一般会計繰入金373万3,000円の減は介護サービス事業勘定繰入金の増額による減額であります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、1,485万6,000円の減額で、国庫交付金等の増額により財源調整で繰入れを減額するものであります。

項3他会計繰入金は、187万6,000円を新規に追加するもので、介護保険サービス事業勘定から繰入金を計上したものであります。

款9諸収入は、1万8,000円を減額し、補正後の額を43万5,000円とするものであります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定の説明を終わります。

続きまして、サービス事業勘定の説明にまいります。最初に、歳出からご説明申し上げます。21ページをお開きください。款1事業費は、190万円を減額し、補正後の額を37万6,000円とするものであります。

項1目1居宅介護サービス事業費15万8,000円の減額は、執行残であります。

目2介護予防サービス等事業費は、174万2,000円の減額で、介護予防支援計画策定委託件数の減によるものであります。

款2諸支出金、項1繰出金、目1介護保険事業勘定繰出金は、187万6,000円を新規に追加するもので、この勘定の余剰金を介護保険特別会計事業勘定へ繰り出すものであります。

続いて、歳入にまいります。20ページをお開きください。款1サービス収入は、23万円の減額で、補正後の額を204万4,000円とするものであります。介護予防支援計画、ケアマネジメント策定費の減によるものであります。

款2繰越金は、20万6,000円の減額でありまして、前年度繰越金を増額したものでありま

す。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第36号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第35 議案第37号

○議 長 日程第35、議案第37号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第37号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は企業債、第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

それでは、まず1ページをお開きください。補正予算明細書、収益的収入及び支出の収入であります。款1簡易水道事業収益は、571万9,000円を追加し、補正後の額を1億4,588万6,000円とするものであります。

項1営業収益、目2その他営業収益は、4万円を減額し、補正後の額を22万円とするもので、給水工事件数の実績により手数料を減額するものであります。

項2営業外収益、目2負担金は、15万8,000円を減額し、補正後の額を302万3,000円とするものであります。対象経費の執行状況により幕別町からの負担金を減額するものであります。

目4雑収益は、4万円を減額し、補正後の額を46万9,000円とするもので、使用済み水道メーターの売払い金による増額や道営事業における補助業務委託料の減額によるものであ

ります。

項3特別利益、目2その他の特別利益は、除去した資産に係る長期前受金分を収益化するもので、595万7,000円の皆増であります。

続きまして、支出にまいります。款1簡易水道事業費用は、550万3,000円を追加し、補正後の額を1億7,178万4,000円とするものであります。

項1営業費用、目1原水及び浄水費は、75万2,000円を減額し、補正後の額を4,052万6,000円とするもので、節、旅費、光熱水費、負担金につきましては、いずれも支出見込み、または執行残によりそれぞれ減額するものであります。

目2配水及び給水費は、285万3,000円を減額し、補正後の額を1,752万3,000円とするもので、節、委託料、材料費、工事請負費につきましては、いずれも支出見込み、または執行残による減額であります。

目3総係費は、13万2,000円を減額し、補正後の額を2,277万9,000円とするもので、節、手当、続きまして2ページにまいりますけれども、旅費、委託料につきましても、いずれも支出見込み、または執行残による減額であります。

目4減価償却費は、5万7,000円を減額し、補正後の額を7,755万4,000円とするものであります。機械及び装置に係る資産額の整理に伴い減額するものであります。

項2営業外費用は、183万9,000円を追加し、補正後の額を494万4,000円とするもので、目2消費税は補正予算の編成に伴い再計算したことにより増額するものであります。

項3特別損失は、745万8,000円の皆増で、目1固定資産除却費につきましては資産の除去に伴う未償却分として731万2,000円、目2過年度損益修正損につきましては消滅時効に係る時効期間が満了した未納分の水道料金を不納欠損処理することに伴い14万6,000円をそれぞれ皆増とするものであります。

続きまして、3ページを御覧ください。資本的収入及び支出の収入であります。款1簡易水道事業資本的収入は、1,935万円を減額し、補正後の額を1億4,719万9,000円とするものであります。

項1補助金、目1国庫補助金は、192万1,000円を減額し、補正後の額を1,087万9,000円とするもので、交付額の確定に伴う減額であります。

項2負担金、目1負担金は、22万9,000円を減額し、補正後の額を53万6,000円とするもので、給水工事件数の実績により減額するものであります。

項3企業債、目1企業債は、1,720万円を減額し、補正後の額を1億1,300万円とするもので、道営事業などの事業費確定に伴う減額であります。

続いて、支出にまいります。款1簡易水道事業資本的支出は、1,913万1,000円を減額し、補正後の額を1億4,961万3,000円とするものであります。

項1建設改良費、目1水道施設費の節、工事請負費につきましては花園プラムタウン水道管新設工事など執行残、節、負担金につきましては道営事業等に係る負担金額の執行残により減額するものであります。

なお、4 ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6 番、荻原さん。

○6 番荻原議員 2 ページ、項3 特別損失の目2 過年度損益修正損ということで、先ほど不納欠損の損益になってくるという話だったのですけれども、この項目については今回初めて出てきた項目なのかなと思うのですけれども、もう少しその不納欠損に関わる分について補足説明願いたいと思います。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 過年度損益修正損につきましては、未納となっております水道料金につきまして、債権を放棄し、不納欠損処理をすることに伴い特別損失として計上するものでございます。

未納額の内容につきましては、いずれも1 か月ごとの使用水量に応じて徴収いたします水道料金でございます。

内訳といたしまして、債務者は6 名、債権数は57 月分、金額は14 万5,730 円となっております。最も古いものでは、平成12 年6 月分の1,450 円、最も新しいものでも平成27 年6 月分の900 円でございます。

経過についてでございますが、債務者6 名のうち2 名につきましては本村からの転出後、納入の通知や転出後の住所への訪問を実施し、徴収に努めたところでございますが、その後納入通知などの郵便物の不達等、連絡の不通により所在不明となっております。残りの4 名につきましては、水道の使用開始から終了までの当時、本村への住民登録のない個人としての使用でしたが、使用終了後、郵便物の不達等、連絡不通により同じく所在不明となっております。

水道料金につきましては、民法上の債権として扱われますので、消滅事項の期間が経過後に債務者等による時効の援用がなされることにより債権が消滅いたします。本債権につきましては、いずれの債務者からも時効の援用はなされてはおりませんが、債権発生当時の民法に基づく消滅時効期間の2 年は経過していることから、消滅時効に係る時効期間が満了したとき、債権を放棄することができるとする更別村債権管理条例第6 条第1 項第1 号の規定に基づき債権を放棄することとし、それに伴い今回特別損失として計上するものとなっております。

なお、本科目は会計上の処理のため現金の支出につきましては生じないものとなっております。

以上でございます。

○議 長 6 番、荻原さん。

○6 番荻原議員 いずれにしても、そういう形の不納欠損ということになると思うのですが、きちんと水道料を払われている方は払っているので、それにつきましては公平に、そういう水道料を徴収するような形で収納義務に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第37号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第36 議案第38号

○議 長 日程第36、議案第38号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第38号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は資本的収入及び支出、第4条は企業債、第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1 ページをお開きください。補正予算明細書、収益的収入及び支出の収入であります。款1 下水道等事業収益は、931万3,000円を減額し、補正後の額を1億6,060万3,000円とするものであります。

項1 営業収益、目1 下水道使用料では、個別排水処理施設使用料の収入見込みにより39万1,000円を減額し、補正後の額を5,043万円とするものであります。

目3 その他営業収益は、10万7,000円を追加し、補正後の額を13万3,000円とするもので、浄化槽の法定点検に係る代行事務手数料等の増によるものであります。

項2 営業外収益、目2 一般会計補助金は、463万5,000円を減額し、補正後の額を2,006万8,000円とするもので、処理場費の支出見込みにより一般会計から繰入額を減額するもの

であります。

目 5 消費税及び地方消費税還付金は、279万9,000円を減額し、補正後の額を422万3,000円とするもので、補正予算の編成に伴う再計算により減額するものであります。

目 7 国庫補助金は、159万5,000円を減額し、補正後の額を940万5,000円とするもので、交付額の確定に伴う減額であります。

続きまして、支出にまいります。款 1 下水道等事業費用は、726万4,000円を減額し、補正後の額を 2 億394万円とするものであります。

項 1 営業費用、目 1 管渠費は、241万円を減額し、補正後の額を877万1,000円とするもので、下水道管内カメラ調査に係る執行残によるものであります。

目 2 処理場費は、453万8,000円を減額し、補正後の額を9,346万3,000円とするもので、節、光熱水費につきましては浄化センターの電気料の支出見込みに伴う増額、節、通信運搬費、委託料、続いて 2 ページにまいりますけれども、手数料につきましても、いずれも支出見込み、または執行残による減額であります。

目 3 総係費は、37万7,000円を減額し、補正後の額を1,086万2,000円とするものであります。節、手当、旅費、委託料につきましては、いずれも支出見込み、または執行残による減額であります。

項 3 特別損失、目 1 過年度損益修正損につきましては、消滅時効に関わる時効期間が満了した未納分の下水道料と使用料を不納欠損処理することにより 6 万1,000円を皆増とするものであります。

続いて、3 ページをお開き願いたいと思います。資本的収入及び支出の収入であります。款 1 下水道等事業資本的収入は、1,388万5,000円を減額し、補正後の額を 1 億1,166万4,000円とするものであります。

項 1 企業債、目 1 企業債は、1,070万円を減額し、補正後の額を3,500万円とするもので、個別排水処理施設建設工事などの事業費確定に伴う減額であります。

項 3 負担金、目 1 負担金は、30万8,000円を追加し、補正後の額を189万円とするもので、受益者負担分の実績による増額であります。

項 4 補助金、目 1 国庫補助金は、349万3,000円を減額し、補正後の額を940万7,000円とするもので、交付額の確定による減額であります。

続きまして、支出にまいります。款 1 下水道等事業資本的支出は、2,198万5,000円を減額し、補正後の額を 1 億391万円とするものであります。

項 1 建設改良費、目 1 建設改良費等の節、委託料及び工事請負費につきましては、それぞれ執行残による減額であります。

なお、4 ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6 番、荻原さん。

○6 番荻原議員 先ほどの質問と同じ内容になるのですが、2 ページの過年度損益修正損の部分なのですが、こちらにも不納欠損処理になるということなのですが、その内容をもっと詳しく教えてください。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 こちらの過年度損益修正損につきましても、先ほどの説明と一部重複する部分がございますが、未納となっております下水道使用料につきまして不納欠損処理をすることに伴い計上するものとなっております。

未納額の内容につきましては、いずれも1か月ごとの排除水量に応じて徴収いたします下水道及び農業集落排水施設の使用料となっております。

内訳といたしまして、下水道は5名、月数は38月分、金額は5万8,780円、農業集落排水施設は債務者1名、月数は1月分、金額は1,950円、合計しまして6万730円となっております。最も古いものでは、平成13年12月分の1,490円、最も新しいものでも平成27年6月分の900円でございます。

経過についてなのですが、先ほど水道のときにご説明いたしました債務者と同じ方になりますので、同じような経過でございます。ただ、下水道使用料につきましては、水道料金と違いまして、公債権として扱われますので、地方自治法第236条の規定により消滅時効の期間である5年間が経過した場合は消滅いたしますことから、今回計上しておりますいずれの債権につきましても時効期間は満了していることから、特別損失として計上するものとなっております。

以上でございます。

○議 長 6 番、荻原さん。

○6 番荻原議員 いずれにしましても、下水道使用料もきちんと村民の皆さん支払っているわけですから、こういうことがないように収納には本当に全力を挙げて努めていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 4時56分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7年 3月 11日

更別村議会議長

同 議員

同 議員